

第一百六十四回国会
衆議院

農林水産委員会議録 第十三号

(三三三)

平成十八年五月十七日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 稲葉 大和君

理事 岡本 芳郎君

理事 原田 令嗣君

理事 松野 博一君

理事 山田 正彦君

理事 伊藤 忠彦君

理事 今津 寛君

理事 金子 恭之君

理事 佐藤 錬君

理事 鈴木 鑿祐君

理事 中川 泰宏君

理事 並木 正芳君

理事 西村 康稔君

理事 鳩山 邦夫君

理事 神風 英男君

理事 松木 謙公君

理事 山岡 賢次君

理事 菅野 哲雄君

理事 同日 辞任

理事 畠原 孝君

議員 講師

議員 辞任

議員 講師

政府参考人 (農林水産省大臣官房技術染英昭君)	政府参考人 (農林水産省総合食料局長岡島正明君)	政府参考人 (農林水産省消費・安全局中川坦君)	政府参考人 (農林水産省生産局長西川孝一君)	政府参考人 (農林水産省経営局長井出道雄君)	政府参考人 (農林水産省農村振興局長山田修路君)	政府参考人 (農林水産省農業振興機構法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第四六八号))	本日の会議に付した案件	同日
政府参考人 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	政府参考人 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	政府参考人 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	政府参考人 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	政府参考人 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	政府参考人 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	政府参考人 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	○稲葉委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。	辞职
農林水産大臣 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産副大臣 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	○稲葉委員長 この際、農林水産大臣から発言を求めておりますので、これを許します。農林水産大臣中川昭一君	補欠選任
農林水産大臣 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産副大臣 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	○中川国務大臣 おはようございます。	同日
農林水産大臣 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産副大臣 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	農林水産大臣政務官 (農林水産省大臣官房総括佐藤正典君)	隆實君、国土交通省大臣官房総括審議官柴田耕介君及び大臣官房審議官舛野龍二君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。	

○稲葉委員長 これより会議を開きます。	内閣提出、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、砂糖の価格調整の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)	○稲葉委員長 この際、農林水産大臣から発言を求めておりますので、これを許します。農林水産大臣中川昭一君
各案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房総括審議官佐藤正典君、大臣官房技術総括審議官染英昭君、総合食料局長岡島正明君、消費・安全局長中川坦君、生産局長西川孝一君、経営局長井出道雄君、農村振興局長山田修路君、水産厅長官小林芳雄君、特許庁総務部長野澤貴史君	○稲葉委員長 これまで交付金の交付対象とするものとしておりました。この法律は、第一条におきまして、担い手の経営安定を図り、もつて食料の安定供給の確保に資することをその趣旨、目的としていることを受けまして、第二条第二項第一号においては、交付金の交付対象となる農業者として、耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとしております。	隆實君、国土交通省大臣官房総括審議官柴田耕介君及び大臣官房審議官舛野龍二君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
各案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房総括審議官佐藤正典君、大臣官房技術総括審議官染英昭君、総合食料局長岡島正明君、消費・安全局長中川坦君、生産局長西川孝一君、経営局長井出道雄君、農村振興局長山田修路君、水産厅長官小林芳雄君、特許庁総務部長野澤貴史君	この法律は、第一条におきまして、担い手の経営安定を図り、もつて食料の安定供給の確保に資することをその趣旨、目的としていることを受けまして、第二条第二項第一号においては、交付金の交付対象となる農業者として、耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものをとしております。	隆實君、国土交通省大臣官房総括審議官柴田耕介君及び大臣官房審議官舛野龍二君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
各案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房総括審議官佐藤正典君、大臣官房技術総括審議官染英昭君、総合食料局長岡島正明君、消費・安全局長中川坦君、生産局長西川孝一君、経営局長井出道雄君、農村振興局長山田修路君、水産厅長官小林芳雄君、特許庁総務部長野澤貴史君	この法律は、第一条におきまして、担い手の経営安定を図り、もつて食料の安定供給の確保に資することをその趣旨、目的としていることを受けまして、第二条第二項第一号においては、交付金の交付対象となる農業者として、耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものをとしております。	隆實君、国土交通省大臣官房総括審議官柴田耕介君及び大臣官房審議官舛野龍二君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
各案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房総括審議官佐藤正典君、大臣官房技術総括審議官染英昭君、総合食料局長岡島正明君、消費・安全局長中川坦君、生産局長西川孝一君、経営局長井出道雄君、農村振興局長山田修路君、水産厅長官小林芳雄君、特許庁総務部長野澤貴史君	この法律は、第一条におきまして、担い手の経営安定を図り、もつて食料の安定供給の確保に資することをその趣旨、目的としていることを受けまして、第二条第二項第一号においては、交付金の交付対象となる農業者として、耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものをとしております。	隆實君、国土交通省大臣官房総括審議官柴田耕介君及び大臣官房審議官舛野龍二君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

により相当水準の農業収入等の実績を上げておる、対象農産物に係る収入等が占める割合が相当程度のものである者につきまして、効率的かつ安定的な農業経営に向けたスタートラインに立つているものと評価できるところであります。

このため、この法律におきましては、耕作の業務としては、野菜等を含め、農作物全般を耕作することをあらわすものとして、また、業務の規模といいたしましては、農地面積に限らず、所得、収入を含めて判断するものとして規定することとしているものであります。

以上のことをあらわすものとして、また、業務の規模の基準として、いわゆる所得特例を規定することにつきましては、法律の委任の範囲内であると考えております。

次に、品目横断的経営安定対策の対象面積及び対象者につきましてでございますけれども、品目横断的経営安定対策の対象面積及び対象者につきましては、一定の前提を置いた場合の現時点における対象面積、対象者の割合がそれぞれ五割程度、三割程度であること、この試算には所得特例を含む各種特例は考慮されていないこと、対策スタート時における対象者は、今後の担い手育成の取り組みの進展度合いにより大きく変わることとの見解を、これまでの当委員会におきまして、四月五日の二田孝治委員、十二日の菅野哲雄委員に対する答弁を初め、一貫して申し上げてきたところでございます。

昨十六日の農林水産委員会におきましても、山田正彦委員からの御質問に対しましても同様の御答弁を申し上げたところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

収入変動影響緩和対策の生産者の拠出額についても、収入変動影響緩和対策の生産者の拠出額につきまして、平成十三年産から十七年産の全国平均の収入を前提に試算しますと、米については、十アール当たり三千百六十円、小麦につきましては、十アール当たり三百三十円、大豆につきましては、

では、十アール当たり四百四十円となります。このうち、米につきましては、現行の稻作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策に比べて生産者の拠出額が軽減されていますが、これは、稻作の業務の規模といいますと、耕作の規模といふ考え方の御質問でございますが、耕作の規模と相応のものを一对三として、国の負担割合を引き上げたことに算定することから、実際の生産者の拠出額は本試算額とは異なることになります。

以上でございます。

○稻葉委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田正彦君。

○山田委員 きのう質問いたしましたいわゆる特例についての法律的根拠について、今大臣から見解が示されました。その中で、耕作の業務の規模、これで読めるんだという言い方でした。

大臣、よく考えていただきたいのですが、業務の規模というのは、いわゆる売り上げにおいての規模ですから、売り上げについてはそれを示すことはできると思うのです。これは、私も質問する前に随分検討いたしました、業務の規模で読めるかどうか。

ところが、いろいろなところからいろいろな見解も聞いたのですが、業務の規模というのは、いわゆる生産農家の売り上げまでは読めるのじやないか、しかし所得までは読めないだろう、所得特例にこれは持つてきていますから、売り上げまで読めても所得は読めない。

それで、私もいろいろどういう使われ方をしていいるかというので、業務の規模について、農業災害補償法施行令で業務の規模が規定されております。その中の第一条の五になりますが、この業務の規模の基準は全部面積になっています。したがって、これから所得まで読むというのはできな

か。

○中川国務大臣 今、山田委員御指摘のように、耕作の業務の規模ということに關しての定義といふ考え方の御質問でございますが、耕作の規模と相応のものを一对三として、国の負担割合を引き上げたことなどによるものでございます。

なお、本対策は十九年産から導入されるものであります。その基準となる収入は、平成十四年産から十八年産の収入をもとにいたしまして都道府県ごとに算定することから、実際の生産者の拠出額は本試算額とは異なることになります。

以上でございます。

○稻葉委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田正彦君。

○山田委員 特例についての法律的根拠について、今大臣から見解が示されました。その中で、耕作の業務の規模、これで読めるんだという言い方でした。

大臣、よく考えていただきたいのですが、業務の規模というのは、いわゆる売り上げにおいての規模ですから、売り上げについてはそれを示すことはできると思うのです。これは、私も質問する前に随分検討いたしました、業務の規模で読めるかどうか。

ところが、いろいろなところからいろいろな見解も聞いたのですが、業務の規模というのは、いわゆる生産農家の売り上げまでは読めるのじやないか、しかし所得までは読めないだろう、所得特例にこれは持つてきていますから、売り上げまで読めても所得は読めない。

それで、私もいろいろどういう使われ方をしていいるかというので、業務の規模について、農業災害補償法施行令で業務の規模が規定されておりま

が、定義においてそれを拡大解釈というのはできただけ避けなければならない、それが原則です。

そういう意味で、業務の規模、規模というところは売り上げを指すものであつて、所得、収入の中身まで指すものではない、そう考りますので、実際に、最終的にはその法律の解釈を、例えば、大変失礼でございますが、大臣がこう言うんだからこうだということ、これはこの国会の議論の場ではそうはなりません。もし大臣がそう言うのであれば、この法案をこの場で修正する、政府閣法ですか、大臣が出しているわけですから、これは特例として収入を含むんだ、そういう修正をして法案を出されれば審議の対象になりますが、大臣が、みずからこれは大臣がこう言うんだからそろうとうふうに考えられるわけであります。

もちろん、法律でございますから厳密に考えなければいけないわけでござりますけれども、きのうも、第一条で経営安定といふことが目的である、山田委員からは、第一条はあくまでも趣旨といふことで漠然としたものであると。私も、御趣旨と基本的ににはそう変わりはございません。

しかし、そういう趣旨を前提にいたしまして、第二条で耕作の業務の規模というふうに書いてござりますので、いい経営をするということが当然の目的であり、前提でもあるというふうに考えておりますので、そういう意味で、いい経営ということになりますと、土地利用型でござりますから規模の大きさというものもあると思いまし、また、売り上げ、収入というよりもまさに所得といふものがいい経営として我々が期待しているところでございますので、この法律の趣旨を受けまして、先ほど申し上げましたように、省令において所得特例という形で規定をさせていただいております。

この趣旨に基づきまして、山田委員からの昨日の御質問に答えまして国会の場で私が正式に、これは所得も含むものである、したがつて所得特例といふものが今回の対象になるというふうに答弁をさせていただいておりますので、ぜひともこの間の御判断ということになると思いますけれども、この一条の趣旨、二条の規定に基づいて省令でより具体的に落としてあるということで、所得といふものを対象にするというふうに理解をしていいるわけでございますので、法律家の山田委員でございますから、その点については御理解がいただけのではないかというふうに思う次第でございます。

したがいまして、仮に、そういうふうに読めない、法律上読めないものを省令に落としているということであれば、これは法律上の法的な専門家の間の御判断ということになると思いますけれども、この一条の趣旨、二条の規定に基づいて省令でより具体的に落としてあるということで、所得といふものを対象にするというふうに理解をしていいるわけでございますので、法律家の山田委員でございますから、その点については御理解がいただけのではないかというふうに思う次第でございます。

○山田委員 私も法律家でございますが、法律としまして、御理解のほどをよろしくお願いをいたします。

○山田委員 いずれ、特例でどれだけ救えるかということもこれから論議になつてきますが、多分恐らく、七割の農業者が、今まで麦とか大豆をつくつていたものが、一切何らの、大豆におい

ては二万七千円とか、麦においては四万、これがもらえないなくなってきた場合に、十九年度から国内に農業のパニックが起るんじゃないか。

そういうった際に、大臣、例えばこの特例はどういうふうになつてあるかといいますと、市町村の基本構想における目標所得額、この目標所得額がそれぞれ決まつていいいるわけですね、各市町村。

例えば、六百万台、五百万台後半というのが多いようですが、六百万台から上ですね。いわゆる一般的のいろいろなほどの工業とかあるいは商業とか、そういうものを所得に合わせて所得目標額を決めているようですが、その金額を、この所得特例があるんだということで各市町村においてかなり減らしている。今まで、従来どおり、六百五十万、その半分ですから、あるいは三百二十五万だつたら所得で救済されるということがあるけれども、各市町村がこれは自由にできるわけですから、三百万台にしているところも出てきたわけです。

大臣は上方のことは知つておられるかも知れませんが、下の末端の小さな町村のことまではわからぬかも知れない。各町村においては、今度の担い手法案で目標額を三百万台の後半まで落として、一方では百五十万の所得でもらえるところも出てくる、一方では三百二十五万でないともらえないとところも出てくる、その半分にして、そういうところの格差が大きくなつてきたわけです。

そうすると、この所得特例は、いわゆる業務の規模に入らない、そういう法解釈ができた場合に、これは大臣、行政不服審査法六条の異議の申し立てがやれる、そして異議の申し立てをやつて、一方ではもらえない、かつ、これは法律に反していることだということになつたら大変な混乱が生じる。こういう法律なんというのは今まであり得ないことで、このような法案を出すこと 자체がおかしい。

確かにすべく、混乱を起さないように、いわゆる修正をするお考え、それをしなければならないと私は考えていましたが、そういうお気持ちはありませんか。

○中川国務大臣 今山田委員御指摘のように、不公平が本当に存在するとするならば、それは避けなければならぬということは言うまでもないことをございます。

したがいまして、今回の目標所得、県が定め、そして市町村基本構想の中で定めているわけでありますけれども、それは、例えば私の地元の例は、大変恐縮ですが、耕地面積が五十ヘクタール近くあつて、そして所得が四千万を超えるようなところもございます。あるいはまた中山間、小規模でありますけれども、しかし、経営を一生懸命やつている方もいらっしゃいますし、またいろいろな地域で効率的にやつておられる方もいらっしゃる。都市農業もある。

それぞれが利点を生かしてやつておられる方、あるいは売り上げでござりますけれども、利益がどのくらいになるかとか利益率がどのくらいになるかとか、それに対しての投下資本であるとか労働時間であるとか、いろいろなことがそれそれ日本じゅう違うわけでございます。だから、WTOにおきましても、私どもは多様な農業をやっていく必要があるんだ、国によつても、また地域によつてもそういうものを守つていかなければならぬんだということを主張しているわけでございます。

ということになると、東京と御地元の長崎や北海道ではおのずから違つてくるわけでございますから、その中の不均衡をなくすことに主眼を置いたということが趣旨でございますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

○山田委員 大臣、これはまさに、今大臣は業務の規模を先ほどから話しておりますが、法律として省令委任事項は違反であるということは、今言つたように、いわゆる所得目標を決めるときに、私が市町村の長であつたらこれを例えれば百万とか二百万とかに目標を下げるとはできるわけです。下げた場合に一方では六百万としながら百万と定めたら、五十万の所得があれば、いわゆる米とか麦とか大豆にはすべてやるとなつたら法の意味をなさないわけです。こういう法律は今までにないことです。そういう意味では、これ以上

ここでも議論してもしようがありませんが、では、大臣、今の農水省が考へておられる、つまりは、規模基準、四ヘクタール以上とか集落農地などは、規模基準、四ヘクタール以上とか集落農地とかいろいろあります。それで、私が調べたところでは、面積は把握ができるわけでございまして、それを標準で半分にしても三百万以上だとした場合、年間所得が三百万以上としたら、かなりダブつてゐる。だから、農水省としては、それがダブつてゐる部分でどれくらいいるか算定不可能だということで今回出してきていいようです。

一体、所得特例で三割の農業者しか販売農家が救われないとして、それがどれくらい救われるかを考えて今この法案を提出しておられるのか。質問の趣旨がわかりますか。特例は農業者の三割しかスタート時において認められないだろう、七割の人は今回この所得の対象外になると言ひながら、所得特例は別だ、所得特例で救われる部分がある、その救われる部分をどれくらいと考えてこの法案を施行しようとしているのか。いわゆる法案をつくつて出して施行する大臣としての責任として、その辺の概算を出してもらわないとこれ以上審議できない。大臣、いかがですか。

○中川国務大臣 三割、五割につきましては、冒頭私から答弁させていただいたとおりでございます。これは、二田委員初め当委員会での強い御指摘があつたことを踏まえまして、試算として三割、五割と数字を出させていただいたわけでござります。

そういう中で、それには所得特例部分は入つてないということは以前から答弁をしているところでございますけれども、では、所得特例についての対象農家の面積及び数はどのくらいになるのかということをございますけれども、これも、結果的にこの結論でございます。さらに、四ヘクタール、十ヘクタール、あるいは集落農の二十ヘクタールですと、これは面積が一応の基準としてありますから、それは面積が一応の基準としてありますから申し上げますと、試算が非常に困難だということが結論でございます。さらに、四ヘクタールの上に仮定の幾つかの数字を置いてああいう形になつたわけであります。

所得の場合には、先ほどから申し上げておりますように、市町村ごとに基本構想の半分以上の農業所得を確保して、そして対象品目の収入、所得または経営規模が全体の農業経営のおおむね三分の一以上である経営ということを考えておりますので、そうしますと、所得額の把握が個々の農家に対し極めて難しい、あるいはまた個々の農業者の対象品目の収入、所得あるいは経営規模がこれまで極めて把握自体が難しい、また年々変動することを、これは山田委員も御理解いただけていることではないかと思います。

いずれにいたしましても、所得特例によって、面積にこだわらずいい経営をやつておられるところはできるだけこの対象にしていきたいという気持ちでございます。

そういう意味で、その地域における他産業並み

○山田委員 それについてある程度の概算、どれくらいかということもつかめずにやるというところで、私は大変おかしなことだとは思います、時間が来ますので。

次に、大臣、今回そういう形でできるだけ担い手を広く、できるだけ多くの対象にしたいようなことは言つておりますが、メリットがあるからということをきのう私の質問に対して再三言いました。一体、担い手になるメリット、今までの各品目別の麦作経営安定資金とか大豆交付金とか、そういうものが今回担い手になればどういうメリットが具体的にあるのか、それを明確にお答えいただきたい。

○中川国務大臣 まず、日本全体といたしましては、これは農家の皆さんには直接感がないかもしれませんけれども、WTO上の整合性がとれるということは、現時点におきましては、この後どうなるかは、交渉の結果を予断するものでは決してございませんけれども、現にやつてある交渉にとつて、私にとりましては、こういう法律を今審議しているんだ、あるいは仮に成立したんだといふことになると、交渉上非常に日本の立場にとつてはプラスになるというのが一点であります。それから、日本全体の食料生産にとつてもプラスになるということです。

農家にとりましては、担い手という制度は御承知のとおり今まであつたわけでございますけれども、今まで担い手になつてメリットが何があるんだろうというと、制度資金の一部を有利に借りられるという程度のメリットしかなかつたというのが農家の実感のようでござりますけれども、きつとした計画を立てて、そして認定されれば、それによつて所得の補償ができる。

例えば、共済といいましょうか、きのうも御指摘ありました、大災害に遭つたときに最大七割しか補てんできなかつたものが九割まで補てんできることか、あるいはまた、いろいろな内外価格差の状況の中でのいわゆる生産条件格差の部分を国から経営体全体として資金を受けることができる

とかいつた意味で、安定的に、しかもさらに、これは黄色の部分の話になりますけれども、規模拡大をしていけばそれがよりメリットが大きくなるなことは言つておりますが、時間が来ますので、大臣、今回そういう形でできるだけ担い手を広く、できるだけ多くの対象にしたいようなことは言つておりますが、これがなくなつてしまつたという意味で、逆に言うと、これがなくなつてしまつたということの方が意欲がある農家にとってはマイナスになつていく方向だというふうに私は理解をしております。

○山田委員 農水省から何回も私は説明を聞いたのですが、いわゆる担い手に対しても今までの麦作経営資金とか大豆の交付金と同じ金額、現行水準でやる、それは大臣、間違いありませんか。間違いないかあるか、それだけお答えいただきたい。

○中川国務大臣 水準としては同程度でござります。

○山田委員 とすれば、いわゆる天災、災害時に七割が九割になるというメリット以外に、どこにメリットがありますか、具体的には。もう端的に、何秒かで答えていただきたい。私の持ち時間、あと予算を聞かきやいけない。

○中川国務大臣 担い手というのはいいものを

いっぱいくりたいということでござりますか

○中川国務大臣 担い手とともに日本は一・五%しかな

い直接支払いがあるのに日本は一・五%しかな

い直接支払いがあるのに日本は一・五%しかな

い直接支払いがあるのに日本は一・五%しかな

い直接支払いがあるのに日本は一・五%しかな

い直接支払いがあるのに日本は一・五%しかな

せん。

これは、農家にとつてみれば、今度麦をつくり、大豆をつくり、てん菜をつくり、それに幾ら。そういう意味では、今回の法案は、大臣、担い手になつてもメリットがない、担い手にならな

い七割の人は何ら交付がないということ。

では、予算です。予算について私がきのう、ア

メリカにおいてはこれだけ、イギリスにおいては

その直接支払いがあるんですかと、そこですか

ら。そういう意味では、今までの法

案は、大臣、間違います。

○中川国務大臣 あればたしか、山田委員からい

ただいた資料によると、各国の直接支払いの金額

といふことでございましたので、現行で直接支

払いをやつているのは中山間直接支払いだけでござ

いますので、それにつれて新たにこの四品目、五品

目について直接支払いをやる。金額についてもい

ろいろ議論がありますけれども、その分が乗っか

るということです。

○山田委員 確かに中山間地域、二百二十億ぐら

いでしたか、それだけしか直接支払いやっていま

せんけれども、そうじやなくて、今回の品目横断

で、いわゆる大豆交付金とか麦作経営安定資金を

出さないわけですから。いいですか、出さないか

ら、もらえない人が七割になつて、さらに、もら

える人も現行水準のままだとしたら、何の得策

も、何のメリットもないし、予算もね上がるど

ころか、どんどん半分以下に下がるかもしれない

じやありませんか。予算の要求は一体幾ら考えて

いるんですか、それも明示されていない。

○中川国務大臣 きのういたいた資料は、直接

支払いの資料を前提の御質問であつたと思います

ので、直接支払いとしては新たにこういう制度が

できます、その場合には、中山間支払いに加えま

す。

○山田委員 これから担い手に対しては国がいろ

いろな政策を重点的にやつてきますよと言つ

たつて、それだけで具体的なメリットにはなりま

せん。

これは、農家にとつてみれば、今度麦をつくり、大豆をつくり、てん菜をつくり、それに幾ら。そういう意味では、今回の法案は、大臣、担い手になつてもメリットがない、担い手にならな

い七割の人は何ら交付がないということ。

では、予算です。予算について私がきのう、ア

メリカにおいてはこれだけ、イギリスにおいては

その直接支払いがあるんですかと、そこですか

ら。そういう意味では、今までの法

案は、大臣、間違います。

○中川国務大臣 あればたしか、山田委員からい

ただいた資料によると、各国の直接支払いの金額

といふことでございましたので、現行で直接支

払いをやつしているのは中山間直接支払いだけでござ

りますので、それにつれて新たにこの四品目、五品

目について直接支払いをやる。金額についてもい

ろいろ議論がありますけれども、その分が乗っか

るということです。

○山田委員 確かに中山間地域、二百二十億ぐら

いでしたか、それだけしか直接支払いやっていま

せんけれども、そうじやなくて、今回の品目横断

で、いわゆる大豆交付金とか麦作経営安定資金を

出さないわけですから。いいですか、出さないか

ら、もらえない人が七割になつて、さらに、もら

える人も現行水準のままだとしたら、何の得策

も、何のメリットもないし、予算もね上がるど

ころか、どんどん半分以下に下がるかもしれない

じやありませんか。予算の要求は一体幾ら考えて

いるんですか、それも明示されていない。

○中川国務大臣 きのういたいた資料は、直接

支払いの資料を前提の御質問であつたと思います

ので、直接支払いとしては新たにこういう制度が

できます、その場合には、中山間支払いに加えま

す。

○山田委員 これから担い手に対しては国がいろ

いろな政策を重点的にやつてきますよと言つ

たつて、それだけで具体的なメリットにはなりま

せん。

これは、農家にとつてみれば、今度麦をつくり、大豆をつくり、てん菜をつくり、それに幾ら。そういう意味では、今回の法案は、大臣、担い手になつてもメリットがない、担い手にならな

い七割の人は何ら交付がないということ。

では、予算です。予算について私がきのう、ア

メリカにおいてはこれだけ、イギリスにおいては

その直接支払いがあるんですかと、そこですか

ら。そういう意味では、今までの法

案は、大臣、間違います。

○中川国務大臣 あればたしか、山田委員からい

ただいた資料によると、各国の直接支払いの金額

といふことでございましたので、現行で直接支

払いをやつしているのは中山間直接支払いだけでござ

りますので、それにつれて新たにこの四品目、五品

目について直接支払いをやる。金額についてもい

ろいろ議論がありますけれども、その分が乗っか

るということです。

○山田委員 確かに中山間地域、二百二十億ぐら

いでしたか、それだけしか直接支払いやっていま

せんけれども、そうじやなくて、今回の品目横断

で、いわゆる大豆交付金とか麦作経営安定資金を

出さないわけですから。いいですか、出さないか

ら、もらえない人が七割になつて、さらに、もら

える人も現行水準のままだとしたら、何の得策

も、何のメリットもないし、予算もね上がるど

ころか、どんどん半分以下に下がるかもしれない

じやありませんか。予算の要求は一体幾ら考えて

いるんですか、それも明示されていない。

○中川国務大臣 きのういたいた資料は、直接

支払いの資料を前提の御質問であつたと思います

ので、直接支払いとしては新たにこういう制度が

できます、その場合には、中山間支払いに加えま

す。

○山田委員 これから担い手に対しては国がいろ

いろな政策を重点的にやつてきますよと言つ

たつて、それだけで具体的なメリットにはなりま

せん。

これは、農家にとつてみれば、今度麦をつくり、大豆をつくり、てん菜をつくり、それに幾ら。そういう意味では、今回の法案は、大臣、担い手になつてもメリットがない、担い手にならな

い七割の人は何ら交付がないということ。

では、予算です。予算について私がきのう、ア

メリカにおいてはこれだけ、イギリスにおいては

その直接支払いがあるんですかと、そこですか

ら。そういう意味では、今までの法

案は、大臣、間違います。

○中川国務大臣 あればたしか、山田委員からい

ただいた資料によると、各国の直接支払いの金額

といふことでございましたので、現行で直接支

払いをやつしているのは中山間直接支払いだけでござ

りますので、それにつれて新たにこの四品目、五品

目について直接支払いをやる。金額についてもい

ろいろ議論がありますけれども、その分が乗っか

るということです。

○山田委員 確かに中山間地域、二百二十億ぐら

いでしたか、それだけしか直接支払いやっていま

せんけれども、そうじやなくて、今回の品目横断

で、いわゆる大豆交付金とか麦作経営安定資金を

出さないわけですから。いいですか、出さないか

ら、もらえない人が七割になつて、さらに、もら

える人も現行水準のままだとしたら、何の得策

も、何のメリットもないし、予算もね上がるど

ころか、どんどん半分以下に下がるかもしれない

じやありませんか。予算の要求は一体幾ら考えて

いるんですか、それも明示されていない。

○中川国務大臣 きのういたいた資料は、直接

支払いの資料を前提の御質問であつたと思います

ので、直接支払いとしては新たにこういう制度が

できます、その場合には、中山間支払いに加えま

す。

○山田委員 これから担い手に対しては国がいろ

いろな政策を重点的にやつてきますよと言つ

たつて、それだけで具体的なメリットにはなりま

せん。

これは、農家にとつてみれば、今度麦をつくり、大豆をつくり、てん菜をつくり、それに幾ら。そういう意味では、今回の法案は、大臣、担い手になつてもメリットがない、担い手にならな

い七割の人は何ら交付がないということ。

では、予算です。予算について私がきのう、ア

メリカにおいてはこれだけ、イギリスにおいては

その直接支払いがあるんですかと、そこですか

ら。そういう意味では、今までの法

案は、大臣、間違います。

○中川国務大臣 あればたしか、山田委員からい

ただいた資料によると、各国の直接支払いの金額

といふことでございましたので、現行で直接支

払いをやつしているのは中山間直接支払いだけでござ

りますので、それにつれて新たにこの四品目、五品

目について直接支払いをやる。金額についてもい

ろいろ議論がありますけれども、その分が乗っか

るということです。

○山田委員 確かに中山間地域、二百二十億ぐら

いでしたか、それだけしか直接支払いやっていま

せんけれども、そうじやなくて、今回の品目横断

で、いわゆる大豆交付金とか麦作経営安定資金を

出さないわけですから。いいですか、出さないか

ら、もらえない人が七割になつて、さらに、もら

える人も現行水準のままだとしたら、何の得策

も、何のメリットもないし、予算もね上がるど

ころか、どんどん半分以下に下がるかもしれない

じやありませんか。予算の要求は一体幾ら考えて

いるんですか、それも明示されていない。

○中川国務大臣 きのういたいた資料は、直接

支払いの資料を前提の御質問であつたと思います

ので、直接支払いとしては新たにこういう制度が

できます、その場合には、中山間支払いに加えま

す。

○山田委員 これから担い手に対しては国がいろ

いろな政策を重点的にやつてきますよと言つ

たつて、それだけで具体的なメリットにはなりま

せん。

では期待すらしたいというふうに思つてゐるところでございます。

○山田委員 現行水準でいって、しかもスタート時に麦作とかてん菜とか云々含めて三割しか、多

分、特例がどれくらいあるかわからぬとは言つていますものの、耕地面積の五割しかということになると、予算規模はどう考へても、もうすぐには概算要求しなきやならないんです。減らざるを得ないだらう、そう考へています。

私はきのうから大臣に種々質問させていただきましたが、今回の法案というのは、本当は、自給率を向上するというのではなくて、どう考へても実際にはそれだけ支給が減つていくわけですか

ら、歳出削減を考えている。

そして、いわゆる今農家は、私地元を歩いてみますと、もうこれを機会に、金が四万ももらえない、二万七千円ももらえないんじや、麦もつくらない。それでも、さらに耕作放棄、この際農業をやめる、そういう農家がかなり出てきているようだ。

こうなつたことで、逆に、今の大臣、今の農水省の考え方は、いわゆる今回の法案で耕作放棄地をさらに倍増させる、まさに今回の法案は、いわゆる農業をついえる、いわゆるつぶす、そういう形としか思えません。

私は、きょうは三十分皆さんから時間をいただいて質問させていただきましたが、三十分の時間が来ましたので、これで終わらせていただきま

るということを最後に言つて、私の質問を終わらせさせていただきます。

○松木委員 民主党的松木謙公君。

山田先生も大分熱くなられていましたけれども、本日は、農政の大改革と称せられる今回の政

府提出の法案、その対案として提出された民主党案の総括審議ということでこの場に立たさせていただいているわけですけれども、大変私は光榮に思つております。

その中で、地元の案件も一つありますと、農村地帯というのはやはり鉄道というのも大変必要なことですけれども、ふるさと銀河線、中川大臣もよ

く知つてゐると思つてます。本当に、心の底では中川大臣もこのふるさと銀河線がなくなるというように私は思つてゐるんです。

一八八〇年に北海道開拓のために二両の蒸気機関車が輸入されたんですね。それはアメリカから輸入されたんですね。それが義経号と弁慶号。

いかにも日本人らしい名前ですけれども、北海道において鉄道は、開拓の推進と国土防衛、こういう観点からも大きな役割を果たしてきました。それは当然大臣もよく御存じだというふうに思ひます。

機関車は採掘した石炭を運んで、人も運ぶし、そしてそれた農作物も当然運ぶわけですけれども、そこで村ができる。大地を耕して、そして先人たちの一滴一滴の汗が沃野をつくってきたわけですけれども、鉄道は地域の活性化にも大いに貢献してまいりました。

どうか、そういう意味では、大臣、これを今後どうしたらいいかというのは、ことしから来年、来年までにやればいいだらうとは言つていますもの、ことしの秋小麦から始まるわけですから、要求も八月までには出さなきやいけない、そういう大事な時期で、今回の質問で、まだまだ何もほとんどできていな、概算要求の額をここで明示できないという形では、非常に不本意な法案であ

るこの私の地元でこの四月にふるさと銀河線の廃止が決定してしまつたんですけれども、鉄道の廃線は農村地帯の過疎化の進行に拍車をかけるのではないかという危惧を私はしております。寒冷で

広大という北海道の独特の中で、鉄道の廃線により地域が再び荒れ野に戻つてしまふ、そういうような気がして、断じてこれを座視することはできない。鉄道のない町というのはこれからどうやつて人が定着して、そして今農業の経営安定対策とか担い手のことをやつてゐるわけですけれども、そういう鐵道もないようなところは、農村地域の経営安定化対策にもやはり大いに関係してくると

いうふうに私は思つてゐるわけですね。まず、北海道開拓に鉄道が果たしてきた役割、これをどのように考へておられるか。そして、農林業の振興の観点から、鉄道事業をどのように評価されるのか、これにお答えをいただきたいというふうに思ひます。

○中川国務大臣 松木委員のところも私のところもお隣の選挙区であり、それを結んでいたのが先月廃止になりましたふるさと銀河線ということがあります。

○中川国務大臣 松木委員のところと私のところでお隣の選挙区であり、それを結んでいたのが先月廃止になりましたふるさと銀河線ということがあります。

○中川国務大臣 ですから、つい最近も地元の関係者の皆さん方のお話を聞くと、特になくなつてバス代替になつた直後であるといふことも含めます。

経営上の問題があつたり、また、行く行くは松木委員のところと私のところが自動車専用道路で、私も大変寂しく思つてゐるところでございま

す。

○中川国務大臣 とつては、バス代替といふのは、もしかし、通学あるいは通院されている方々に

も、しかし、通勤あるいは通院の際にもいろいろ結ばれるとか、いろいろな夢もござりますけれども、

お御苦労されているという話も聞いております。鉄道が果たす役割といふのは、これはもう近代国家に於ては極めて大事なものであつて、アメリカの開拓において鉄道の果たした役割、あるいはまた、これは戦前の余りいい歴史ではないのか

の鉄道建設に大変な関心を持つていた。まさに鉄道は国家そのものであり、今後もその重要性は極めて大きい。大量に、そして比較的省エネルギーで運べるということでございます。

そういう意味では、北海道は特に、松木謙公議員と同じ言葉を使いますと、内地の皆さん方の歴史に比べると、先住民の方々の生活を除けば開拓の歴史は短いわけでございますけれども、そういう中で、鉄道の果たしてきた役割は極めて大きいです。また残つてゐる基幹鉄道もますます今後重要になつていくというふうに考えております。

○松木委員 第三セクターである北海道ちほく高原鐵道株式会社、これは今、清算、鉄路の排除、不運によつて、生活、交通の足がなくなつて、公衆の利便がかなり私は失われるというふうに思つておりますけれども、大臣もそれはやはりそ�だよなというふうにお考へがどうか、お答えをいただきたいと思います。

○中川国務大臣 とつてしまつんですね、などの財産処分を行おうとしているんですけども、ふるさと銀河線の廃止によつて、生活、交通の足がなくなつて、公衆

の利便がかなり私は失われるというふうに思つておりますけれども、大臣もそれはやはりそ�だよなというふうにお考へがどうか、お答えをいただきたいと思います。

○中川国務大臣 ですから、つい最近も地元の関係者の皆さん方のお話を聞くと、特になくなつてバス代替になつた直後であるといふことも含めます。

経営上の問題があつたり、また、行く行くは松木委員のところと私のところが自動車専用道路で、私も大変寂しく思つてゐるところでございま

す。

○中川国務大臣 とつては、バス代替といふのは、もしかし、通学あるいは通院されている方々に

も、しかし、通勤あるいは通院の際にもいろいろ結ばれるとか、いろいろな夢もござりますけれども、

お御苦労されているという話も聞いております。鉄道が果たす役割といふのは、これはもう近代中国東北部、中国の開拓のために鉄道といふものが、ある意味では極めて戦略的で、満州鉄道、あるいはまたそれに対して日本、ロシア、中国、あるいはアメリカの鉄道王のハリマンまでが中国で

思つてはいるんですけど、このデュアル・モード・ピークルのモデル線区としてここを置いておくといふことも可能性としてはないのかなというふうにも思つております。

現在のこのデュアル・モード・ピークルの開発

状況というのをちょっと御説明いただきたいといふふうに思います。

それと、もう一つ委員の皆さんに言つておきましと、要するに、鉄路も走れて、そしてタイヤもついて普通の道も走るというのがデュアル・モード・ピークルというものなんですね。では、よろしくお願ひします。

○樹野政府参考人 お答えいたしました。

先生おっしゃるよう、デュアル・モード・ピークルというのは、基本的にはバスの車体を鉄道を走れるように改造いたしますものですから、鉄道も道路も走れる、そういうような交通機関として、比較的輸送量の小さなところに導入しようということで進めておるものでございまして、地域交通ネットワークの維持や公共交通の活性化に資する新しい地域の足として期待されているものでございます。現在は、十七年七月、昨年七月にJR北海道が実用化車、プロトタイプ車と言うらしいんですけど、それを完成いたしまして、各種性能、走行試験を行つております。

JR北海道におきましては、十八年度中にも、長期の走行ができるような、安定的な走行ができるとの確認しつつ、開発を終えていきたいという意気込みを持つております。私ども国土交通省としても、可能な限り早期にこれが実用化できるように、制度面や技術面など対応につきましては、ぜひ中川大臣、答えておるところでございます。

○松木委員 これはぜひ中川大臣、答えていいですけれども、地元のことですし、私も一生懸命、かばん持ちでも何でもやりますから、本当に実現したいなと私は思つてはいるんですよ。あのまま銀河線がなくなるというのは寂しいですから、本当に、答えなくていいですから、ぜひそういう

お気持ちを持つていていただいて、いつでも何でも私はやりますから、野党から言つていいこともいっぱいありますから、ぜひそういうことを頭の中に入れておいていただきたいというふうに思います。

○樹野政府参考人 お答えいたしました。

ビジット・ジャパン施策の重要性の指摘がなされた中で、大自然の中を走る地方鉄道はそれだけやはり重要な観光資源になるというふうに思つております。また、鉄道の発展している我が国においては、鉄道を活用して外国人の観光客を移動させることも十分想定されているわけです。隣国、中国、海外渡航者数は既に年間三千万人といふふうに言われております。今後も増加することが見込まれているわけですから、そういう意味では北海道にもいっぱい来てくれるというふうに思つております。中国からの観光客を呼び寄せていく上での観光資源、観光手段としての可能性について、ぜひ、観光推進、その立場からこの鉄道のことをちよつとお話をいただきたい。

そして、これは中国だけじゃないですね。例えば台湾もそうですし、台湾の方というのは雪を見て非常に喜ぶ方々も多いし、そして、韓国の方々もいるでしようし。そして、今、拉致問題ですつかり仲の悪くなっている北朝鮮、これだつづつとそうじやなくて、拉致問題が本当の意味で、中川大臣は一生懸命前から拉致問題をやってますけれども、解決がついて、そしてまともなるというのを確認しつつ、開発を終えていきたい北海道にもいっぱい来る、東京にも来るでしょう、そういうふうにも思ひますので、そこら辺のことも含めてお答えをいただきたいというふうに思ひます。

○柴田政府参考人 お答え申し上げます。

ビジット・ジャパン・キャンペーンにつきましては、二〇一〇年までに、外国人旅行者、これを一千万人にしたいという目的に向かまして、日本の観光魅力や魅力的な旅行商品などを造成いたしまして、外国人観光客誘致のために施策を官民一体で進めているところでございます。北海道にも

大変協力をいただいて、北海道は大変大きな伸びを達成していただいているといふうに認識しております。

訪日外国人旅行者の誘致に当たつて、中国市場につきましては、特に重点市場の一つといたしまして施策を積極的に展開しております。特に、ことしにつきましては、日中観光交流年というような形で、日中各地でさまざまな事業を開拓しているところでございます。

外国人にとって魅力ある観光資源としての鉄道ということの活用についてでございますけれども、我が国を訪れる例えば中国人観光客につきましては、日本の先端技術のイメージに合致する新幹線、こういうものに対する人気が大変高うございまして、また、一般的ではございますが、北海道では、富良野・美瑛の風光明媚な観光地をトロッコ車両で低速走行する富良野・美瑛ノロッコ号が、ゆっくり走るトロッコという意味のようですが、ゆっくり走るトロッコといふふうに思つますが、先ほど先生から御指摘がございましたし、また、一般的ではございますが、台湾とか韓国などからの観光客にも大変人気があるというふうに承知しております。

このような状況にありますことから、鉄道につきましても、その独自性や周りの景観、自然環境との組み合わせ、また何らかの形で体験型の施設とするなどによりまして、魅力を高める工夫によりまして、今後、外国人の観光客にとつても観光資源としての可能性は十分あるものというふうに考えております。

○松木委員 今、お答えの中で、現場をまだ知らないので、先生がおっしゃる線をどういうふうに活用すべきかということについては皆さんでよく話し合つていただいて、その中でまた御相談に乗りますし、また、一般的ではございますが、北海道では、富良野・美瑛の風光明媚な観光地をトロッコに活用する、いろいろなことが考えられるかと思います。

ちょうど現場の状況について十分承知しておらないので、先生がおっしゃる線をどういうふうに活用すべきかということについては皆さんでよく話し合つていただいて、その中でまた御相談に乗りますし、また、一般的ではございますが、北海道では、富良野・美瑛の風光明媚な観光地をトロッコ号が、ゆっくり走るトロッコといふふうに思つますが、ゆっくり走るトロッコといふふうに思つますが、先ほど先生から御指摘がございましたし、また、一般的ではございますが、台湾とか韓国などからの観光客にも大変人気があるというふうに承知しております。

このようにして、鉄道につきましては、今後、また、その独自性や周りの景観、自然環境との組み合わせ、また何らかの形で体験型の施設とするなどによりまして、魅力を高める工夫によりまして、今後、外国人の観光客にとつても観光資源としての可能性は十分あるものというふうに考えております。

○松木委員 そうであるならば、このふるさと銀河線なんというのは、どうですか、個人的な意見でも結構ですよ、残しておいた方がいいな、こういうふうに思ひませんか。答えづらかつたらいでありますよ。

○柴田政府参考人 一般論でございますが、廃線になつた鉄道の観光への活用ということでございりますが、これにつきましては、やはり、その線路

とか敷地をどのような活用するかということを、所有者を中心としたしまして地元の方々、そういう方々が十分にお話し合いをしていただきまして、その中で考えていただくことであるかなとうふうに思つております。

ただ、これを観光資源として活用する場合に

は、先ほどちょっと例で申し上げましたが、トロッコに活用するような事例とか、また、鉄道の跡地をオープンスペースとしていろいろなイベントに活用する、いろいろなことが考えられるかと思います。

ちょうど現場の状況について十分承知しておらないので、先生がおっしゃる線をどういうふうに活用すべきかということについては皆さんでよく話し合つていただいて、その中でまた御相談に乗りますし、また、一般的ではございますが、北海道では、富良野・美瑛の風光明媚な観光地をトロッコ号が、ゆっくり走るトロッコといふふうに思つますが、ゆっくり走るトロッコといふふうに思つますが、先ほど先生から御指摘がございましたし、また、一般的ではございますが、台湾とか韓国などからの観光客にも大変人気があるというふうに承知しております。

このようにして、鉄道につきましては、今後、また、その独自性や周りの景観、自然環境との組み合わせ、また何らかの形で体験型の施設とするなどによりまして、魅力を高める工夫によりまして、今後、外国人の観光客にとつても観光資源としての可能性は十分あるものというふうに考えております。

○松木委員 今、お答えの中で、現場をまだ知らないので、先生がおっしゃる線をどういうふうに活用すべきかということについては皆さんでよく話し合つていただいて、その中でまた御相談に乗りますし、また、一般的ではございますが、北海道では、富良野・美瑛の風光明媚な観光地をトロッコ号が、ゆっくり走るトロッコといふふうに思つますが、ゆっくり走るトロッコといふふうに思つますが、先ほど先生から御指摘がございましたし、また、一般的ではございますが、台湾とか韓国などからの観光客にも大変人気があるというふうに承知しております。

このようにして、鉄道につきましては、今後、また、その独自性や周りの景観、自然環境との組み合わせ、また何らかの形で体験型の施設とするなどによりまして、魅力を高める工夫によりまして、今後、外国人の観光客にとつても観光資源としての可能性は十分あるものというふうに考えております。

○柴田政府参考人 一般論でございますが、廃線になつた鉄道の観光への活用ということでございりますが、これにつきましては、やはり、その線路

のところやつてきたわけでござります、三十時間。

そして、四月十九日には、それぞれ宮崎そして北海道、こういうところで地方公聴会というのを開きました。そして、現場の話も一生懸命聞こうということで、これはもう与党、野党じやないですね、とにかく一生懸命やつてきたわけでありま

そして、やはりどうしても私は北海道のことになってしまふんですけれども、北海道というのではなくて日本の国土の五分の一ぐらいたしか占めているはずですね。東京から約二百キロ離れた北の大地下で、現在、東京が二十五度ぐらい、ちょっとときようは低いですかね、二十度としても、ただ、私の選挙区、中川大臣の選挙区もそうですけれども、霞が関の机の上で考えて議論されたものから非常十度とか、もっと寒いときは五度とか四度とかということもあるんですねけれども、随分差がありますし、距離も気候も全く違った場所で、永田町や霞が関の机の上で考えたことになつてしまふわけですね。

それで、四月十九日に、委員派遣の際、北海道で農業者の意見をたくさん聞いたということなんですねけれども、この中で、いろいろな非常に有意義な話が私はあつたと思ってるんです。その中から、幾つかちょっとお話をしたいと思つていてるんですけれども、大体、陳述者の方々、それぞれの口から出てきた言葉というのは、やはり不安なものですね。どうなるんだろうなという言葉が随分出てきたんだというふうに思います。やはり、経営安定対策への不安、後継者育成への不安、担い手認定への不安、農地確保への不安など、さまた不安がつきまとつてているという感じでありました。

いうやはり経験上からの不安などもたくさんあるということを、ふつに思つております。戦後農政の大転換ともいへべき新たな経営安定対策によつて、担い手の経営が逆に不安定になるようなことがあつては絶対にいけないわけですよね。

北海道は我が国の一一番の食料の生産基地なんですが、それども、北海道の農家に新経営安定対策についての意見を求めますと、日々に将来の不安といふことを言つ方が多いんですね。政府にもこういふ話は届いているとは思つんすけれども、生産条件格差是正対策による支援水準の十分な確保を図るべきではないかなというふうに思つてゐるんです。

すなわち、現行の品目別価格対策を廃止するんですね。廃止するんですから、その水準を下回らないことはもとより、できれば別枠の予算をつけてでも農家の支援に万全を期すべきではないかとうふうに私は思つております。そこら辺をお答え願います。

○中川国務大臣 農家の皆さんは常に自然、生き物を相手にしておりますから、朝起きたときの天気あるいは気温等々はもう当然、まずそこから始まつて、特に搾乳農家なんというのは一年三百六十五日、松木委員や私の地元のようなどころはマイナス十度、二十度のところでやつっているわけでござります。そういう中で、自分たちの経営が将来に対し不安があるとなるならば、その不安を何としても軽減あるいは除去できるようにするのが私は農政だというふうに思つております。

そういう中で、戦後の農政を短くお話しいたしますけれども、見てみますと、どんどん自給率が下がつてくるとか、あるいはまた輸入品があえてくるとか、あるいは農家の将来展望が見えないということで、昭和三十六年にできました農業基本法を、今から七年ほど前に、食料・農業・農村基本法といつことで、日本の農業・食料政策は、单に生産サイドだけではなくて、中間段階それから消費者も含めて、みんなで自給率の向上、あるいはおいしい、顔の見える、例えば北見のタマネギ

であるとか牛乳であるとかということによって、生産サイドに対しても頑張つてもらいたいということでやつてきてるわけあります。

しかし、それでも、高齢化とかあるいはまた人口減少とかといった中で、経営に展望が持てない、いい経営をやろうとしても、あるいはまた規模を拡大しても展望が見えないとことに対しては、これは何としても、やつていけるはずの人をやつしていくようにしなければならないということとの、今大転換というお言葉を使いましたけれども、とにかく基本法に基づく趣旨を進めていくことが必要であり、そのため今いろいろと基本計画とか大綱とかをつくり、この法律等を御審議いただいて、この法律によつて、やる気と能力のある経営をしている方々の意欲をまさに農業経営という経済行為の結果として生み出せるようにしていこうということをごぞいます。

特に私の地元や松木委員の御地元は私は意欲がある経営者は多いというふうに確信をしておりますので、これはやはり、御議論でもありましたけれども、よくわからぬとか内容が見えないとかいうのは、公聴会に出席の方々からも、農政の専門家の方々ですらあつたわけでありますから、今後よく御理解をいただいて、そして松木委員の御地元の人たちに、こんなメリットがあるんですよということをぜひとも御理解をいただくということですが、北見、網走農業、あるいはまた日本の農業、そして国民に対しいい農産物を北見、網走から供給できるんだ、売れるんだということになります。ぜひ、松木委員におかれましても、御地元で政治を代表して、この法案の目的、メリットについてぜひとも一人でも多くの方に御理解をいただくよう、いろいろとリーダーシップを發揮していただければ大変ありがたいなとうふうに思つております。

○松木委員 担い手に対しても農地の利用集積を図つて、農地の遊休化防止と効率的な土地利用を図ること、これが経営安定対策の根幹というふうに言われておりますけれども、担い手新法が農地

遊休化の引き金になることが逆にあるということがあつてはなりませんよね。

今回の生産条件格差是正対策の面積支払い、いわゆる緑のゲタが農地と結びついた受給権的性格を持つと、基準期間の三年間に、品目横断的な経営安定対策の対象作物の生産実績を持たない農地の売買、貸借に際して、農地価格の下落やそういうものが懸念されるんだというふうに私は思うんですね。また、このような過去の生産実績を持たない農地が売りに出されても、引き受ける相手があらわれなければ農地の遊休化に結局つながっていく可能性もあるわけですね。面積支払いの仕組みが農地流動化の支障にならないように私はすべきではないかなというふうに思っていますけれども、これら辺はどういうふうにお考えでしょか。

○井出政府参考人 お答えいたします。

松木委員が御指摘になられたようなことは、私どもも、例えば北海道に参ったときに、稻作地帯、畑作地帯問わず、お話を伺っているところでございます。

御承知のように、今回の品目横断的経営安定対策におきましては、過去の生産実績に基づく支払いというのが、農業構造の改革を推進し、農地の流動化によって農業者の経営規模の拡大意欲を阻害しないよう、その制度の中におきましては、農地の権利移動が伴う場合には、個々の農業者単位に設定されている過去の生産実績を農業者間で移動することが可能になるような仕組みを考えているところでございますが、過去の生産実績のない方から農地を取得して規模拡大した場合につきましては、これは過去の生産実績に基づく支払いが対応できませんので、毎年の生産量、品質に基づく支払いのみでの対応が基本となります。

ただ、担い手によりまして、主要食糧の安定供給といった政策目的に沿つたものである場合につきましては、これは本制度とは別に、十九年度の予算の概算要求における対応も含めまして、しかるべき対応を検討しているところでございまし

て、こういう措置を講ずることによりまして、農地の流動化が逆流しないように努力をしてまいりたいと思つております。

○松木委員 それでは次へ行きますけれども、生産条件格差是正に係る交付金に対する税制上の取扱い、何回もこういう話があつたんですけども、せつかく交付金を受けても、これに対して所得税が課税されることになれば、生産条件格差的是正が不十分になつてしまふのではないか、特例措置をぜひ設けるべきではないかというふうに思いますけれども、こちら辺の御見解はいかがでしょうか。

○井出政府参考人 お答えいたしました。

生産条件格差是正対策の交付金につきましては、原則的にはその交付を受けた人の益金または事業所得に算入されまして、これを含め法人税または、所得税が課税されることになります。

他方、この交付金が担い手の農業経営の安定を図るために交付されるものであるとの趣旨を踏まえれば、その政策効果が減殺されることのないようになることが極めて重要でございます。

いずれにいたしましても、その課税の取り扱いにつきましては、来るべき平成十九年度の税制改正要望に向けまして、関係者の意見も聞きながらさらに検討をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○松木委員 時間も余りないので、農地・水・環境保全向上対策については、品目横断対策と車の両輪を欠いているのではないかとう危惧を抱いております。

トランクターのように力強い輪じやなくて、自転車の細いタイヤがありますよね、あんな頼りのない水準ではないかとういう声もありますし、前タイヤだけ太くて、後ろはこんなにちつちくなつているんじゃないかという、申しわけ程度のものではないかということを言う人もいるぐらいです。農地・水・環境保全向上対策は、食料の供給だけでなく、多面的機能の發揮に軸足を置くも

の、これに改めなければならないという意見もあるわけですね。地方財政が悪化する中、本当に品目横断政策との両輪としての位置づけが実現するのか疑問の声が非常に上がつているわけでござります。自給率向上や農村社会の維持のためにも、対策の充実を図るべきだというふうに当然思うわけですから、こちらはどうなんでしょうか。

○山田政府参考人 お答えいたしました。

これにつきましては、先生御案内のとおり、地域において農地・水・環境の良好な保全、それから質的向上を図るという観点で、共同活動と言つては、環境保全に取り組むものと、それから、當農活動と言つております化学肥料・化学合成農薬の使用を低減する先進的な活動を促進するというようなことで考えておりまして、さらに内容的にもステップアップするような取り組みも支援をしていくということでござります。

私は、やはり食料を可能な限り自国で賄うのが基本だというふうに思うわけですね。自給率といふのはカロリーベースで、いろいろな話がありますけれども、こちらはどうなんでしょうか。

○山田政府参考人 お答えいたしました。

これは、環境保全に取り組むものと、それから、當農活動と、達成に向かっておりますけれども、その数字は環境保全と長寿命化を図つていく、ある

いは環境保全に取り組むものと、それから、當農活動と、達成に向かっておりますけれども、その数字は環境保全と長寿命化を図つていく、ある

いは環境保全に取り組むものと、それから、當農活動と、達成に向かっておりますけれども、その数字は環境保全と長寿命化を図つていく、ある

いは環境保全に取り組むものと、それから、當農活動と、達成に向かっておりますけれども、その数字は環境保全と長寿命化を図つていく、ある

いは環境保全と長寿命化を図つていく、ある

けですけれども、食料自給ということについてはこれまで幾度となく数字の論議をしてまいりました。私は、やはり食料を可能な限り自国で賄うのが基本だと、なるべく自分たちで食べる。そうであればいいわけですからね。そういうことを目標にすればいいわけですかね。それが究極であろうというふうに思つていま

す。でも、なるべく自分たちで食べる。そうであればいいわけですかね。それは、口に入るものが、一兆円は必要である。中山間地域の所得補償は現在二百二十億だと記憶しておりますが、それからすれば、本当に、先ほど中川農水大臣がおつしやつておられた各國の直接支払いの所得に占められた割合からして、我々は、政府が言つたように現行水準ではなく、それこそ飛躍的な直接支払いの金額、一兆円という形で具体的に自給率を達成する、そういう考え方であります。

○松木委員 よくわかりました。

先ほど山田委員の方から中川大臣に、今回のこの論議も最終盤を迎えておりますので、もう一度皆さん御披露していただきたいと思います。

○山田議員 民主党としては、自給率を絶対に上げるということ、これはどうしても五〇%に十年間で上げるということを目標としておりますの

したが、これにつきましては、水路・農道等の資源の保全管理に必要な作業の量を全国調査をもとに算定したものを根拠にいたしまして、一定の水準を決めております。これでモデル事業を実施しております。

○松木委員 いすれにいたしましても、十九年度から本格実施をいたしまして、今年度から本格実施をいたしまして、一定の水準を決めております。これでモデル事業を実施しておられます。

す。私ども、この基本法を提案するに当たつては、細かく、耕地面積から、あるいはどれくらいの金額を反当たりやつたら、意欲といいますか、それがいつ形で生産できるか、そういうことも試算ですので、時の状況によつて変わってまいりますが、そういう試算を目標にして、概算ですべて悪いとは言いません。しかし、食の文化も大分違つんですね。

○松木委員 よくわかりました。

先ほど山田委員の方から中川大臣に、今回のこの基本計画というか、こういうのは歳出削減になつてゐるんじやないかというお話をありましたね。そして、私、食というのにはやはり一番大切だということでもそうですね。それは今回のBSEのことでもそうですね。それは、カロリーの肉が食べ悪いとは思つてます。それは、それが今回

のところでもそうですね。それは、カロリーの肉が食べ悪いとは言いません。しかし、食の文化も大分違つんですね。

ですから、やはり私は、自分たちの口に入るものが、さつきも言いましたけれども、やはり自分たちでつくるべきだ。それは、全部つくつたつてカロリーベースでなければ一〇〇%という自給率にはならないわけでしょう。それでも、そういうことを目標にしてやっていかなきやいけない。例えば嗜好品、そういうのは別ですよ。そういうのは別ですけれども、ふだん我々が口にするものというの、はなるべく日本でつくつていくことが究極の目的じゃないかなというふうに私は思つております。そのためいろいろなことを審議しているというふうに私は信じております。

そして、各、大臣、副大臣、政務官もそのためには一生懸命やつてくれる人だというふうに、私は、ある意味では信頼もしていきます。与党と野

古来より農業が最も重要な生業であったというわりは予算において大丈夫かといろいろ聞かれます。私ども、この基本法を提案するに当たつては、細かく、耕地面積から、あるいはどれくらいの金額を反当たりやつたら、意欲といいますか、それがいつ形で生産できるか、そういうことも試算ですので、時の状況によつて変わってまいりますが、そういう試算を目標にして、概算ですべて悪いとは言いません。しかし、食の文化も大分違つんですね。

党、立場は違えど、この農業というのは本当に私は大切だというふうに思つておりますので、ぜひ今回のこと、これをやつたら食料の自給率が落ちることがあつたらこれは失敗なんですよ。そういう方の法案では、四〇が四五%になると言つておられます。これがもし達成できなかつたときに、また、これは大変なことなんですかけれども、そうならないように最大限の努力をやはりしなきゃいけないと思いますね。

我々は今野党です。残念ながら我々の意見が全部通るわけじゃないんですね。しかし、我々の山田委員が一生懸命今回の法案づくりをしました。ぜひそのエキスも考えて、これから農林水産行政というのを行つていただきたいというふうに私は思つております。

ぜひ、最後に、ちょっと時間をオーバーしちやつたんですけども、一言ずつで結構ですか、自給率は絶対落ちないで頑張る、はいと言つていただきたいですね。大臣、副大臣、そして私の友である政務官もいますから、ぜひお願ひします。

○中川國務大臣 もうお気持ちは全く同じでございまして、ただ、売れるものをつくらないと買つてもらえないということもありますので、生産サイドが消費者サイドのニーズ、実需者サイドのニーズをきちつと把握していくば、これはもう日本農産物は、まあ価格の問題もあるかもしれませんけれども、今や、顔の見える、安全、安心な国産のものに対する期待はウルグアイ・ラウンドの交渉当时と随分変わっておりますので、その期待にこたえなければならない、こたえることができれば私は自給率は確実に上昇していくといふに確信をしております。

○宮腰副大臣 後継者ができるぐらいの意欲と能力のある経営体がしつかりと頑張つて、自給率が間違なく向上できるよう頑張つていただきたいとふうに思つております。

○金子大臣政務官 今、大臣、副大臣からお話を

ありましたように、私も一緒になつて頑張つてまいりたいと思いますので、松木委員の御指導もよろしくお願ひいたします。

○松木委員 時間が参りました。これで終了させてしまますけれども、大臣、山田委員と篠原委員が一生懸命つくりました、ぜひそのエキスをお願い申し上げまして、終了させていただきます。

○稻葉委員長 次に、佐々木博君。

○佐々木(隆)委員 この農政改革のテーマですが、と論議をさせていただいたわけですが、テーマがほとんど絞られてきておりますので、そいついた意味では私の質問もかなり重複するといふうに思いますけれども、その点、御勘弁をいただきたいというふうに思います。あわせて、ちょっとと時間がありませんので、通告が若干変更になります。

最初に、理事会の了承を得て資料を配付させていただいております。これは、私が自分でつくったものでありますけれども、一枚目は、今の政府案と民主党案を比較した表であります、単純に項目ごとに比較したものですが、一枚目のところにちょっととイメージ図みたいなものをつくらせていただきました。

先日来論議になつております、車の両輪とか、表裏一体とかいう表現になつていますので、農家個々に、要するに受益者というか、農家側から見たときにはどうもわかりづらいんですね。一つ一つ自分は入るのか、当てはまるのか当てはまらないのかということになりますので、農家サイドから見た場合にというイメージをしながらこのチャートを書かせていただきました。

一番最初に、農政改革の中で、まずテーマは対象農家の戸数と対象面積と予算だと思いますね。対象農家について約三割というふうに言われているわけであります。百九十五万户、約二百万戸の販売農家の三割ということになれば五十万戸

強ということになるわけであります。これはあくまでイメージですけれども、左の政府案の方を見ると、三割ということは、そこに全く絞り込まれてしまつて、先ほど来山田委員の質問にもありましたけれども、結果、全く今までの政府のいろいろな支援の対象の外に行つてしまふ人たちが、まだ稻作の場合は残りますけれども、畑の場合には全く残らなくなつてしまふわけで、七割の農家は対象から外れるということで、これで日本の農業がやつていけるのかということになるわけであります。

きのう大臣も答えておられました。北海道で五割、九割という話がありましたが、私も調べてみましたら、私の地元の付近では、大体認定農家が五一%ぐらい、五一・九%。北海道全体でどのくらいあるかといいますと、販売農家に比較してですが、五七・三%であります。大体五〇%を超えておりますけれども、これは三月末見込み数というのがあるんだそうであります。販売農家に対して五七%の見込み数であります。販売農家に対しても、それは三月末見込み数といふのがあるんだそうですが、その見込み数であります。販売農家に対しても、では、主業農家に対してどのぐらいいあるかというと、主業農家でさえ七七・七%だといふんですね。

主業農家は本来一〇〇%でなければいけないわけでも、それは、今までの認定農家、先ほど来お話をありますように、メリットがあるかないかといふことがあります。しかし、ここに来て、認定率をアップしよといふことで、認定農家にあえて申請しなくてよいんではないかという人たちがいたことも事実です。しかし、ここに来て、認定率をアップしますから、今回外れちゃつて三割、五割ではないにも畜産、野菜、果樹、その他、五品目以外のところは外ですか、それを分母にしながら全農家で、全面積でやつて三割、五割といふことでありますから、今回外れちゃつて三割、五割ではないといふことにぜひ御理解をいただきたいのであります。

ただ、ではどのくらいなんだと言われると、センサスにそういうデータがないものですから出ないんですけども、例えば、きのうも私は申し上げました、今御指摘がありましたが、麦でいうところですが、畜産と野菜、果樹は今回対象外ですからあえて影で書かせましたけれども、全く対象にならない人たちが出てくる。こういうようなことで、農業と農村を本当に守つていいかということからいうと、私は非常に危惧しているわけであります。そもそも対象にならないところも

をいたします。

○中川國務大臣 私の地元の認定農業者は、つい先日調べましたら八三%、ほとんどが主業農家でありますけれども、佐々木委員のところが七〇%

あります。何で、担い手、認定農家にならなかつたのか、あるいはなる必要がなかつたのかという理由もあらうと思います。先ほどもお答えいたしましたが、例えばスーパーし資金なんか必要ないといえれば別に認定農家にならなくてもいいというよ

うなポジティブの意識ではなくてネガティブでやる必要はないというところもあるんだろうと思います。だから、なつた方がメリットがありますよということで、制度がスタートするまでの間にぜひ入つていただくような努力を、我々も、自治体も、また団体もしなければいけない、まだその余地は残つてゐるんだろうと思います。

それから、この佐々木委員の図を前提にしてお答えさせていただきますが、まさに、今御指摘あつたように、畜産とかあるいは果樹、野菜はもともと外のものであります。先ほどから三割、五割は所得特例が入つておりますが、なぜかといふふうに申上げておりますけれども、もともとそれ以外にも畜産、野菜、果樹、その他、五品目以外のところは外ですか、それを分母にしながら全農家で、全面積でやつて三割、五割といふことでありますから、今回外れちゃつて三割、五割ではないといふことにぜひ御理解をいただきたいのであります。

ただ、ではどのくらいなんだと言われると、センサスにそういうデータがないものですから出ないんですけども、例えば、きのうも私は申し上げました、今御指摘がありましたが、麦でいうところですが、畜産と野菜、果樹は今回対象外ですからあえて影で書かせましたけれども、全く対象にならない人たちが出てくる。こういうようなことで、農業と農村を本当に守つていいかということからいうと、私は非常に危惧しているわけであります。そもそも対象にならないところも

含めて三割、五割などということをぜひとも御理解いただきたいと思いますし、何度も申し上げますが、三割、五割はあくまでも仮定に基づいた数字であるというふうに思つていいところでござります。

いずれにいたしましても、それによつて、この対象になつた方は、制度施行の暁には、それを大いに活用していただき、さらに経営感覚あるいは農業技術の向上を目指していただき、消費あるいは実需者に好んでいただけるような製品をつくつていただいて、生産サイドもプラスになる、あるいはまた消費、加工サイドもプラスになるという形で、力強い日本の農業、食料政策を本格的にスタートしたいというふうに考えております。

○佐々木(隆)委員 大臣、親切にお答えいただくなれば結構なんですけれども、時間が余りありますので、ひとつよろしくお願ひを申し上げます。

確かに、分母は違うと私も思います、自分でこの図をつくつていてそう感じたんですけれども、ただ、しかし、分母が小さくなつたからといって対象にならない人たちが出てきていいということにはならないわけで、できるだけ多くの人たちをどう救うかということが必要だというふうに思つております。

実は、これは北海道のデータですけれども、この中の法人の数、認定農家の見込み数が二万九千七百八十一戸なんですけれども、このうち法人が三千三百四十四戸なんですね、四・五%なんですよ。きのうあたりからの答弁で、一割以上を目指していくんだという話がありますけれども、北海道でこういう状態ですから、全国に広げていつたときには、やはりかなりスタート時点の状況というのは厳しいものがあるというふうに思わなきやいけないと思うんです。

それで、この図に基づいて民主党の方にお尋ねをしたいわけあります、今の認定農家ということは、民主党の場合は余り考えていないくて、家族農業というのが主体になつているというふうに思

うんですけども、今回の基本法もそうですが、日本モデルにしたのはドイツの農業法だというふうに承知をしているわけであります、まだ當農技術の向上を目指して、消費あるいは実需者に好んでいただけるような製品をつくつていただき、生産サイドもプラスになる、あるいはまた消費、加工サイドもプラスになるという形で、力強い日本の農業、食料政策を本格的にスタートしたいというふうに考えておりま

す。

○篠原議員 世界じゅうどこでも農業というのは、家族農業中心で行われております。ですから、我々は同じように考えまして、家族農業をバックアップする、普通の農家をバックアップするといふ考え方で法案をつくつております。

これはどうしてかといいますと、理想的には、政府案の言葉をかりれば集落営農というものもあるわけです。ですけれども、これはなかなか難しくて、失敗しているわけですね。例えば、その代表的なのは、もう崩壊しておりますけれども、ソ連の時代のコルホーツ、ソホーツです。国営農場と共に農場。そこは生産性が上がりらず、小さな自留地、自分の土地を耕して、そちらの方からほとんどの野菜や何かが供給されているという事態になつて、失敗しているわけですね。

それから、アメリカの農業も、実は、大きいですけれども家族農業です。中西部はほとんど家族農場です。企業的な農業が行われているのはごく一部です。どこかといふと、カリフォルニアのレタス畑、フロリダのオレンジ畑等です。そういうところでは、今、大問題が生じて、新聞報道されています。新聞報道されたりますけれども、アメリカで移民法を改正する、厳しくするというのに対し

たところでは、今、大問題が生じて、新聞報道されたりますけれども、アメリカで元化するということは、いわゆる将来の法人に向かっていくためにそういう表現になつたのかもしれないんですが、そこまでのやはり集落営農というのは極めて難しいと思うんですね。ここで一定程度認定する人たちをふやしていくというのはかなり無理があるんだというふうに思うんです。そ

ういつた意味からも家族経営ということを私は中⼼に考えるべきだというふうに思つて、ありますけれども、改めてお考へを伺います。

○井出政府参考人 お答えいたします。

佐々木委員のお住まいあります北海道のように、非常に規模の大きな農家が多数存在されてゐる地域もございますが、一方、田を転じますと、西日本を中心に、水田集落の約半数におきまして、これが働いているわけですね。ですから、新聞報道に

よりますと、カーガル社は五月一日にはもう工場を閉鎖した。そういう人たちが皆テモに出るんですね。今話題のクリークストーン社ですけれども、そこも三分の一がビスピニック系なので、同じく三つとも含めて、認定農家というか対象農家のことを含めて、そのことも含めて、認定農家といふふうに思つてお伺いをしたいというふうに思います。

○佐々木(隆)委員 私も、農業というのは、後で

まだ触れたいと思いますが、農業だけではなくて、大臣にもきのうあたりもそんな答弁をいたしましたけれども、農業と農村という両方のファクターが同時に並行で進んでいるところだと

いうふうに思つてます。

○佐々木(隆)委員 私も、農業というの、後で

まだ触れたいと思いますが、農業だけではなくて、大臣にもきのうあたりもそんな答弁をいたしましたけれども、農業と農村という両方のファクターが同時に並行で進んでいるところだと

いうふうに思つてます。

兼業農家なども参画する形で集落営農としての発展を考えざるを得ない状況にあると考えております。

また、東北地方等の主業農家がある程度存在する場合でありますと、地域内の農用地の一体的かつ合理的な利用体制を構築するために、この担い手が中心メンバーになりまして集落営農の組織化を進めることが適当な場合もあると考えております。

こういったことで、北陸、近畿、中国地方を中心、現実に経理の一元化まで進んでいる集落営農、そのことによりまして、個人でやつて、いたたかつておりましたけれども、農業だけではなくて、大臣にもきのうあたりもそんな答弁をいたしましたけれども、農業と農村という両方のファクターが同時に並行で進んでいるところだと

いうふうに思つてます。

○佐々木(隆)委員 私も、農業というの、後で

まだ触れたいと思いますが、農業だけではなくて、大臣にもきのうあたりもそんな答弁をいたしましたけれども、農業と農村という両方のファクターが同時に並行で進んでいるところだと

いうふうに思つてます。

だから、そこは、やはり集落というものを余りカウントの上で過剰に考えるということは、私は、スタート時点からいろいろな形をふやしていくという対策の中にこれにウエートを置いて考えてるというのは、やはり非常に危険だというふうに思っていますし、先ほど申し上げているように、家族経営というものを私は中心に考えていくべきではないかというふうに思っています。時間がありませんので、次に対象面積について幾つかお伺いをしたいと思うんです。

昨日来の論議でもありますように、経営耕地面積の約半分ぐらいが対象ということになつていてあります。先ほども山田委員との論議の中

であります。先ほども品目ごとの支援だつたわけですね。麦は麦、大豆は大豆ということで、結果として七割の人は何ら対象にならないわけですね。

先ほど山田委員は、結果としてそれは予算が下がるんではないかというふうにおっしゃったんだですが、結局、対象農家が三割になるわけですから、その分、政府の支援が下がるというふうに考えるのか、あるいは、今まであった分を全部三割のところへ積んでしまうということに、多分そっちの方だと思うんですねけれども、そこに全部積んでしまうということになるわけですね。結果として、七割の、とりわけ畑作農家の七割の方々といふのは対象外になつてしまふわけですから、この人たちが、先ほども山田委員から懸念が出されましたけれども、遊休になつてしまふ危険性が私はやはりあると思うんですね。

今までは、大豆をつくれば大豆の交付金があ

り、麦をつくれば麦の奨励金があつたわけですか

れども、今度はそれがなくなるわけですから、それについてはどう対応していいこうとされている

のか、お伺いをいたします。

○井出政府参考人 まず第一に、農家数で三割、面積で五割と言つておりますが、これは、何度も

大臣も答弁しておりますように、一定の前提を置いた現時点における試算でございまして、また、

水田と畑作と分けた場合に、全く水田でも畑作で

も同じ比率になるということを考えられません。

先ほど来委員もおっしゃつておりますか

海道のような畑作地帯では、非常に認定農家の比率が高くて、面積的にも九割程度はもうカバーさ

れるんじゃないかという試算も出ておりますから、畑作地帯で大幅に、この対象にならなくて農

地が遊休化したりするということは私はまずない

と一般論として思つております。

それから、水田地帯におきましても、本対策の対象にならない場合でありますとしても、この対策の

対象以外の野菜でありますとかそういうものの作付を行う方もおりますし、また米づくりの場合には、現在のシステムでも二階建ての担い手経営

安定対策に入つていらっしゃる方は非常に少なく

て、私どもは新しいナラシにぜひ入ってください

と今言つておりますが、米についてだけ言えば、

その新しいナラシに入らなくとも米づくりを進め

るという方もいらっしゃるというふうに考えてお

りますので、一概にこの対象外になつてゐる農地が遊休化に進むというふうには考えておりませ

ん。

一方、このまま放置いたしますと、農業従事者の減少とか高齢化がさらに進行いたしますて、こ

れで、七割の、とりわけ畑作農家の七割の方々といふのは対象外になつてしまふわけですから、この

人たちが、先ほども山田委員から懸念が出されましたけれども、遊休になつてしまふ危険性が私はやはりあると思うんですね。

今まで大豆をつくれば大豆の交付金があ

り、麦をつくれば麦の奨励金があつたわけですか

れども、今度はそれがなくなるわけですから、そ

れについてどう対応していいこうとされている

のか、お伺いをいたします。

○佐々木(隆)委員 今回の対策が全体にそうなん

ですけれども、農政の大転換の一一番大きなところ

は、本当は新しい基本法の食料、農業、農村とい

う三つのファクターをどうするかということだったと思うんですね。結局、今の答弁は農業のところへ戻っちゃつてあるんですよ。

要するに、北海道といつたつて大臣のところと私のところでは大分違いますから、一概には言え

ないんですけども、面積で九割とか七割とか

いつても、戸数が三割、五割になつてはやはりだめなんですよ、農村という地域は。そこで今度集

落が成り立たなくなつていくわけですよね。だから、農業というのはだれかがずっとやるかもしれない、しかし、農村は間違いなくぶれていくん

ですよ、そういう政策をやつていると。

だから、私は、戸数というもののきちっと、全部を残せとは言いませんけれども、一定程度のもの

のはきちんと確保していく。そのためには、もうちょっと規模のラインというものを下げて全体の

集落というものを一定程度守つていくということ

をやらないと、私自身の住んでいるところも今危

ないわけですから、農村はどんどんそんな状態になつていく。そのことを危惧するものですか

ら、面積が集積されればそれでいいんだという発想はぜひやはり脱皮していただきたいということ

を申し上げておきたいというふうに思います。

民主党の方にお伺いいたしますが、民主党は、

これまた全耕地面積を三百四十三・八になると二

百万としているんですけども、これも私は全耕

地面積とすべきだったのではないかというふうに

思つてますが、ここをお伺いいたします。

○篠原議員 多面的機能の発揮だけを理由として直接支払いにするならば、全耕地面積にすべきだ

と思います。

しかし、多面的機能というものを当然配慮して

いるわけですから、それに加えて、自給率の

向上に資するという大命題がございます。そし

て、そこは市場に任せて財政負担型に変えてい

ることを考えた場合、やはり自給的農家やあるいはホビーナ農家、そういう人たちじやなく

て、ほかの人たちのためと自分たちが食べる分以上につくつてある販売農家にやはり限定すべきではないかという考え方をとりました。

ですから、二百万ヘクタールというのも、あくまでいろいろな前提条件を考えた上で数字でございまして、我々の法案にのつとつて自給率の

向上に貢献しようと麦、大豆、菜種というのをどんどんつくつていただければ、それに応じて対象面積がふえるわけです。二三百万ヘクタールという

のは、今現在の我々が念頭に置いてる自給率の

向上に資する作物の栽培面積を想定し、かつ販売農家ということを想定すると、最低考えて二百

万ヘクタールになるということとして、我々の政策を実施することによって皆さんのがこれに参加していただければ、この数字はどんどんふえていく

のではないかと思つております。

○佐々木(隆)委員 私は、いずれも農地はイコール国土ですから、国土という視点を持つて、でき

るだけ今ある農地が有効利用されるということが必要だというふうに思つておりますので、そのこ

とを申し上げておきたいというふうに思つます。

時間がありませんので、次に移らせていただき

ます。

次は、予算についてであります。

先ほど大臣もお答えになつておりましたが、予

算規模が大体千七百億ぐらいから千八百億ぐらい

ではないか。結局、先ほど来お話をありますが、

これまで全耕地面積を三百四十三・八になると二

百万としているんですけども、これも私は全耕

地面積とすべきだったのではないかというふうに

思つてますが、ここをお伺いいたしました。

それを寄せ集めたと言つてはちょっと表現が悪い

かもしれませんけれども、という感を、まあ大臣

もさつきその額と同等だとおっしゃつておられた

んです。

局、予算規模が変わらないということでは財政支援型に変わったとは言えないのでありますけれども、そのことについて、今後のことも含めてぜひお聞かせをいただきたいというふうに思いました。

○中川国務大臣 先ほどの三割、五割と同じように理解されると、我々としては誤解をお与えしかねない。

千七百億というのは、現在の本対策の対象品目の四品目に対して講じられている金額でござります。したがって、もちろん個々の農家に対しては過去払いで、これが前提になつていくわけでございますけれども、総額としては、これはあくまでも、目安としては現行ではこのぐらいのものを払っていますよということです。

では、これを上限とするのかとか、あるいは別途どるのかとかいろいろ御議論がありますけれども、ですから、これはまず要件を決めまして、それに対しても、やつていくということでございます。したがいまして、これに先ほどの所得特例が入つたり中山間地域特例が入つたりと、いうことになりますので、さつきから申し上げておるとおり、私は、政策遂行の結果として予算が、所要経費があふるということは、私の立場からは大いに歓迎したいというふうに思つていて、これらは所得対策に変わったのかといふことでござります。

それから、これは所得対策に変わったのかといふことでありますけれども、これはいわゆる構造政策の一環であることは間違いないません。その中で、品目別の個別支払いから、WTOにより整合的な品目横断的所得経営安定対策という方式に変えたわけでございます。

○佐々木(隆)委員 私はこのチャートの真ん中に「参考」で書かせていただきましたけれども、ピンク色のところにあります小麦、大豆、甘味、でん粉で二千三百五十三億。しかし、これには今回の対策の対象から外れているサトウキビとかカンショウがありますので、その分を引くと、大体千七

百億ぐらいということになるわけであります。今、上限で千七百億ではなくてやはり千七百億は下限だと思うんですけれども、現実にここはやっているわけですから、ぜひ、そういういた意味でも、せっかく転換したにしてはめり張りがもう少し欲しかったというふうに私は思つております。

もう一つは、三割の人たちに集中させたといふ、大臣の言葉をかりればやる気と能力のある人に集中するということになるんですが、私は、やる気と能力のある人は、政府のこうした支援が必要なのではないんだと思うんですね。政府が支援をしなければいけないのは、できるだけ広い農家に一定程度の競争条件をどうやってつくるか、いわゆる全体のケタですが、それをどうつくるか。やる気と能力のある人は、むしろ融資政策だと思います。

今も農業の融資制度というのはありますけれども、例えばゼロ%、経済産業大臣もやっておられたら、商業なんかにはゼロ%資金という資金もあります。したがいまして、これに先ほどの所得特例が入つたりと、いうことになりますので、さつきから申し上げておるとおり、私は、政策遂行の結果として予算が、所要経費があふるということは、私の立場からは大いに歓迎したいというふうに思つていて、これらは所得対策に変わったのかといふことでござります。

それから、これは所得対策に変わったのかといふことでありますけれども、これはいわゆる構造政策の一環であることは間違いないません。その中で、品目別の個別支払いから、WTOにより整合的な品目横断的所得経営安定対策という方式に変えたわけでございます。

最後に、農地・水対策についてお伺いをしたい

ことと、地域住民参加ということと、補助金をもらうんですから仕方ないんですが、これまた何か理する組織をつくるべきでない、片方で先ほど言つた集落営農みたいなところにまた組織をつくらなきやいけない、こういう集団と集団がどんどん重なり合つていくというような極めて複雑な形になっていくわけなんですかけれども、そういった意味での現場の混乱などを含めて、共同活動支援事業についてお伺いしたいと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策、これは、品目横断的経営安定対策が産業政策という面がある一方で、地域振興政策ということです。

これにつきましては、地域を振興していくといふことによって、農家は個人で借りられるわけでも、例えゼロ%、経済産業大臣もやっておられたから、商業なんかにはゼロ%資金という資金もあるわけですから、自分でも自分で直すというようなことができるわけですが、自分が、所要経費があふるということは、私の立場から大いに歓迎したいというふうに思つていて、これらは所得対策に変わったのかといふことでござります。したがいまして、ぜひそういったことを含めて、まず全体をどうするかということ、やる気と能力のある人はむしろ融資政策にすべきでないかというふうに私は思つております。その点も質問したかったんですが、ちょっと時間がなくなつてしまいまして、申し上げておきたいというふうに思います。

最後に、農地・水対策についてお伺いをしたい

○佐々木(隆)委員 実は、ちょっと時間がなくなつてきて、質問があと一問ぐらいしかできませんでやめますけれども、きのう山田委員が出された欧米の直接支払いのこの種の地域対策みたいなものが農村開発というくくられ方をしていいんだと思うんですよ。わずか四百億程度が見込まれているようなのでありますけれども、これも、何か農業新聞によりますと、農家が負担している資源保全の費用は二千三百億ぐらいであります。したがいまして、その三割で七百億で、それが非常に低いと云ふ状況を踏まえて、それが非常に低下してきて、あるいは低下するおそれがある、その結果、社会共通の資本と言われます農地や農業用水等の資源の適切な保全管理が進まないというような状況を踏まえて、それが非常に低下してきて、あるいは低下するおそれがある、その結果、社会共通の資本と言われます農地や農業用水等の資源の適切な保全管理が進まないというような状況を踏まえて、それに応する対策として施設を構築していくことなどございます。したがいまして、農地とか農業用水等の管理のための対策になつていてのではないかというお話をありましたけれども、現状におきまして、そのところが極めて憂慮すべき状態であるということを踏まえて、そこにある程度重視を置いた対策としているということです。

それからもう一つ、集落がいろいろな組織をつくって、非常に重層的にできて混乱しないかといふことは、できるだけ自由な組織をつくれるようにしていくことなどございまして、一つは集落でも結構ですし、あるいは水系でも結構です、あるいは事業実施地区を単位とするということでも構いませんので、そういう意味で、柔軟な形で遂行できるようにしたいと考えているところでございます。

最後に、大臣にお伺いしたいというふうに思い

ます。

今回、先ほど申し上げましたように、食

料・農業・農村ということが一つの大きなテーマだつたし、その対策が新たに打たれ

たということでは、私は非常に評価をしておりま

す。そういった中で、きのう大臣も、農村とい

うのは農業だけではなくていい伝統もあるんだとい

う答弁をされていたわけあります。が、身土不二

というのと、一里四方のものを食べるという意味

で、身と土は一緒にすることです、フランスのグルメという言葉は、美食と訳した人がいますけれども、あれは間違いで、生産者のわかる食べ物

という意味なんだそうでありまして、そういった意味では、田舎のよさというものを今回どううたつていくかということが、本当は、農村対策を

今回打ち出した一つの大きな意味だというふうに私は思うんですね。

先ほども申し上げましたように、農業は、株式会社がやつてもだれかがやるんです。しかし、農村は農民でなきや守れない。私のところも、かつて百戸ぐらいの集落だったのが、今は五十戸ぐらいになつていて、集落の存続自体が危ないというような状況にあるわけですけれども、集落

を守つていくといふのが今回の基本法の精神だとするならば、いわゆる一番下にある支援対策、地域対策が非常に弱いといふ印象を持っているんで

すけれども、最後にそのことを大臣にお伺いしたいといふふうに思います。

○中川国務大臣 佐々木委員御指摘のように、農村あるいは集落といふものは、北海道以外の地域では、過去何百年以上にわたつて營々として先人たちが守つてきた地域でありますから、そこにはおのずから歴史と文化があるわけでござります。

田植えの時期には豊作を祈り、収穫の時期には豊作を感じるといふ祭りは、全国至るところでやつてゐるわけでござります。そして、現代的な意味でいいますと、食料・農業・農村基本法という法律、あくまでも食料があつて、そして農業と農村、これは文字どおり三位一体、密接不可分だ

という前提でございます。

したがいまして、今回も、車の両輪という形で経営安定対策と農地・水・環境対策ということであります。これも文字どおり車の両輪であり、

農地、水、環境も一体である。そして、そういう状況の中であれば、やはりほかのところから、そういうところで自然あるいは文化等々に触れない

という人たちが大いに来るというふうにも期待して

ております。

そして、農村人口はどんどん高齢化、あるいは人口減少という観点でありますけれども、耕作放棄地をふやすどころか減らしていくなければならぬ、あるいは新規就農もどんどん受け入れなければならない、あるいは新規就農もどんどん受け入れなければならぬということも当然念頭に置いた、そ

ういう農業、農村集落というものあるべき姿にしていきたいというふうに考えております。

そういう意味で、今回の車の両輪の法案が一

となつて、単に生産活動だけではなくて、そこに住んでいる人たちの生活、あるいは外から体験

をしよう、学ぼう、とりわけ子供たちに私どもは期待をしたいと思ひますけれども、大いに自然に触れ合つて食べ物をよく知つていただく、身土不

二あるいは地産地消という言葉を文字どおり日本の子供たちに体験をしてもらおうというふうに考

えておりまして、そういう観点からこの環境対策と経営の強化対策とが一体となつて多面的な機能が発揮できるようになります。

○佐々木(隆)委員 時間が参りましたので、終わ

ります。どうもありがとうございました。

○稻葉委員長 次に、森本哲生君。

○森本委員 民主党・無所属クラブの森本哲生でございます。

回つておりますので、その点についてもお許しをいただきとうございます。

今、佐々木同僚議員の質問でお話をありました。少し順番を変えて、続きまして、集落営農と

いうふうなことで、地域振興に果たす役割ということの考え方の中で少し質問をさせていただきま

す。

当委員会でもしばしば議論になりました集落営農の問題でございますが、経営安定対策が予定されていることから集落営農を始めるといったよう

な、いわば狭い観点で担い手づくりが始まつたという側面も否定できないのではないかというふうに思つております。

水利調整ということが原点にあつて、農地の維持管理、集落、地域の特産物の活用を初め農業從事者の個々の利益増進のために補完的な役割を果

たしていく、さらに、人ととの密接な関係の中

で、地域住民の暮らしや資源、環境の保全、自治機能の遂行など、集落営農の役割はもつと積極的

にとらえていくべきというふうに考えておりま

す。このような観点に立つて私は考えるのでございますが、いかがございましょうか。お伺い

いたします。

○井出政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のように、集落営農には、まさに委員がおっしゃいましたように本当に多面的な側面

がござります。私どもも、今回の品目横断的経営安定対策の対象として集落営農組織をするという観点からは、こういった地域ぐるみで農地の利用調整や機械の共同利用を行つて、地域の営農の維持に重要な役割を果たしているということを評価したわけでござります。

の対象としても考へておるわけでございます。

こういったことも考えますと、一方では経営主体としての位置づけ、一方では共同活動の主体としての活動組織としての位置づけ、その他、委員もおっしゃられましたようにいろいろな機能を持つておるわけでございますが、こういったものまさに総合して、集落営農の機能の育成強化を多角的に図つていくことがやはり大事だと私どもも思つております。

○森本委員 それでは、多角的な農業の経営、その地域づくりをやつしていくために今検討されてお

るところがありましたら、少し具体的にお話しいただけたら、これは通告しておりますので、明確なお答えがなかなか難しいと思うんですが、いかがござりますか。

○西川政府参考人 地域で営農をするということを想定した場合に、例えば、水田利用ということを考えますと、やはり稻以外の作物を植えるとい

うことは、いかにして水管理をよくするか。いい麦、いい大豆をつくるためには、やはり集団的な土地利用というのが基本になるというふうに思

うことは、いかにして水管理をよくするか。いい麦、いい大豆をつくるためには、やはり集団的な土地利用といふのが基本になるというふうに思

うことは、いかにして水管理をよくするか。いい麦、いい大豆をつくるためには、やはり集団的な土地利用といふのが基本になるというふうに思

うことは、いかにして水管理をよくするか。いい麦、いい大豆をつくるためには、やはり集団的な土地利用といふのが基本になるというふうに思

うことは、いかにして水管理をよくするか。いい麦、いい大豆をつくるためには、やはり集団的な土地利用といふのが基本になるというふうに思

うことは、いかにして水管理をよくするか。いい麦、いい大豆をつくるためには、やはり集団的な土地利用といふのが基本になるというふうに思

うのがこれは不可欠になる。

それと、土地・水利用、これは今回いろいろな方々の参画を求めておられるけれども、そういうことはやはり地域に農業外の、集落外の人たちが来てく

れる、そこできちんとした営農がすばらしい景観のもとで行われておれば、そのファンにもなつてくれるし、そこでつくられるものについても、

例えば地産地消という格好でもできるだろうと

いつたことで、これは地域でしっかりと物づくり、いい物づくりをするためにも、やはりしっかりと一定のまとまりがある取り組みというのが我

が国の今後の農業を発展するためにも不可欠ではないだろうかというふうに考へておるところでご

ざいます。

○森本委員 通告なしで大臣に質問をもう少しさせていただきたいと思つておつたんですけれども、ちよつと今タイミングが悪くて出られたんですけども、確かに、今おつしやられたことについては、ある面では農業の域にとどまつておるという感じがするんです。

今、佐々木委員も言われたように、やはり地域がこれから大変な時代に向かっていくという現実を踏まえて、崩壊という言葉を使われたのかなと思つておるんですけども、そうした中で、先ほど大臣も言われました、子供たちということも言わされました。ですから、後から来る子供たちをどう育てていくのか。

私は、ある面では、徴兵制というのは、これはかつての日本のやられた例でございますが、自然の中でも、たとえ一週間でも、徴農制とか徴林制とか、農を、林をやはり子供たちに体験させるということが、このことをやっていけば、日本の文部科学省、それと農業、一体となつてやはり地域づくりを考えいかないと、今の段階で、今回の法律案ではこれで仕方ないと思うんですよ、しかし、本当に地域づくりを考えていく場合には、いろいろなグループ、省が一緒になつて地域再生を果たさない限り、大変非常に難しい問題だといふふうに私は今考えておるわけでございます。

例えば、郵便局が統合されていきます。今度、J.A.の統合が各地で始まるというようなことも聞かせていただいておるときに、どれが地域の核となるしていくんだということが、非常に不安に思つてみえる方は多いというふうに思つております。ですから、いろいろな予算の中で、少なくとも核算の営農が、集落営農がそつとした大きな考え方の中でもこれも動いていかない限り、日本の農山村の再生はないというふうに思つておるんです。北海道ですらそういう考え方だから、それは山間部を持つ地域では当然の考え方だと思っておりまして、そのあたりの議論が、タイミングよく来ていただきましたので、これは簡

單に、後、質問も多くありますので、大臣から御意見をいただければありがたいというふうに思つております。

○中川国務大臣 私は、今の森本委員の御指摘、全く同感でございまして、私は東京の学校で育つたんですけども、潮干狩りに行つたり芋掘りに行つたり、ただしそれは日帰りなんですね。です

から、とつた芋やアサリ等を持って帰つて、これはこれで大変満足感があるんですけども、やはり何日か山や海や畑、農地で暮らすということは非常に大事だと思います。現に私のところでもやつておりますし、全国でも、数日間、夏休みを利用して学校単位で行つているという実例もあります。

そういう意味で、徴農という言葉、徴林という言葉が果たして、一部の方には抵抗があるかもしれませんけれども、もつと森本先生にいへる言葉を考えていただいた上で、やつしていく必要があるとか、農を、林をやはり子供たちに体験させるというふうでございます。

私は思いますし、また、現にそれに似たようなことは、一部でありますけれども進めております。

それから、集落の核は何だといえば、やはり農村においては農産、農業でありますし、林産、水産はそれぞれ水産物、林産物であります。たゞつくつて売るだけじゃなくて、最近は、もちろん顔の見えるようになる努力をするということでありますけれども、やはり地産地消ということで、しかもそれは、そこでとれた農産物という材料ではなくて、少し付加価値をつけて。

例えば先日、私、地元で酪農家のところに行つたら、そこで若奥さんがつくつた自家製のアイスクリームを食べてくださいと。つくつたばかりでありますけれども、やはり地産地消ということで、しかもそれは、そこでとれた農産物という材料ではございませんが、資料を見ますと、平成三年から十二年ごろまで一万一千トンで維持していた生産量が、何と十六年で七千トンになつてしまつた。最近では、量的にはある程度確保されておるんだけれども、ピーク時に比べると三分の一ぐらいまで急激に生産額の方で減つてしまつたというような極めて大変な状況が続いておるわけでございます。しかも、六十歳以上が五〇%、六十五歳以上が三〇%というような、これは既に委員会等でもいろいろお話をされておるわけでございますが、そういう厳しい中で、漁業振興、それが、地域経済の低迷というようなことの中でのどのような対応をされようとしておるのか、この点につきましてお伺いをいたします。

○小林政府参考人 マダイの生産状況等でござい

の間に、できるだけ本物、あるいは本物ができる場所、そして本物に触れるということも、私は、教育の観点からも重要でありますし、また、受け入れ側の地域、あるいは農業者、水産業者、林業者にとつてもプラスになるのではないかというふうに考えております。

○森本委員 ありがとうございました。
くどいようでございますが、農林水産省だけで三重の養殖のマダイの低迷というようなことでひとつお伺いをさせていただきます。

かなり世代には意識の違いがあるよう思いますが、最近は若い消費者を中心に、骨があつて食べにくいため、料理方法がわからない、料理は私も全くわからないんですけども、大変敬遠をされています。市場価格も最近では非常に低迷ぎみであります。

ただ、このマダイは、最近、十年、十五年、低迷しておつたのが、少し単価が上がつてしまつましたが、最近は若い消費者を中心に、骨があつて食べにくいため、料理方法がわからない、料理は私も全くわからないんですけども、大変敬遠をされています。市場価格も最近では非常に低迷ぎみであります。

一方で、水産物の価格全体について言えますけれども、養殖マダイの魚価も低迷いたしております。平成十三年、そのときには生産額七百六億円、これは全国ベースでありますけれども、十六年には五百七億円と、こういったように經營の方もなかなか厳しい状況にあるということでございますが、そういう中で、いろいろな取り組みを生産現場等でも進められております。

一つは、地域の特性に即したブランド化、こういったことで、まさに今いろいろなお話がございました、地域の中で地産地消を含めてそういう活動をしていくこととか、それからあと、協業化等によりまして生産性を高める、こういった対策も進めています。それからさらに、需要に見合つた生産体制の整備ということで、こういった形でのいわば競争力を高めることとあわせまして、もう一つ、最近の、国民、消費者の皆さんの食の安全、安心に対する強い関心でございまして、これに対しましては、マダイに限らず養殖水産物全般の課題でございますけれども、食品としての安全性の確保ということについて重点的な取り組みをしております。この中で、例えて言いますれば、消費者に信頼される養殖実現のための生け捕網などの養殖資機材、こういったものの安全対策を含めて、いろいろな取り組みを進めているという状況でございます。

○森本委員 三重県では、自主衛生管理型漁業の推進とか、三重GFPというようなことの中でいろいろ取り組みがなされておるようでございます

ます。

今、三重県の数字で御指摘いただきました。全國的に見ましても同様の状況でございまして、平成十六年、養殖マダイの生産量は八万トンという

ことで、我が国のマダイ生産量の八割以上が養殖で生産されています。そういう意味では、この養殖業が、こういったお魚の安定的な供給の確保とか、それから地域の振興、加工を含めた、そういうふうに考えております。

○森本委員 ありがとうございました。

が、育てる漁業というのが、資源が非常に枯渇していく中で大事な役割を担っていくんだろうとうふに思われていただいているので、どうぞ、先ほど触れられました安全な養殖ということを十分PRもされながら今後進めていただきますようにお願いもさせていただきます。

そしてもう一つが、非常にこれは難しい課題だといふうに思つておるんですけども、水産物のトレーサビリティでございます。

現在は、事業者による自主的取り組みが始まっていますが、消費者に提供される情報が、生産履歴情報の記録やその開示にとどまり、流通情報が乏しいのではないかと思つております。つまり、生産者の名前、漁場情報、稚魚の履歴とか養殖履歴、投薬履歴、加工履歴という情報は、稚魚の導入から出荷までの、言うたら魚の導入から出荷までの情報でございまして、魚ですから、当然にその後の流通がありますので、この点の情報も適正に開示されるべきであるというふうに思つておりますが、ある面では難しい問題でもあるといふうに理解はしています。

また、せっかく作成された生産履歴が小売店では活用されない、つまり消費者の目に届かないという問題があります。私たちも、ふだんタイの刺身を買い求めてスーパーへ生協の市場に行きますと、ほとんど切り身で、パックで詰められております。私も、単身赴任になりましてから買い物をするというようなことが身についたわけでございますが、パックをよく見ますと、小さな字でいろいろ書いてあります。品名のほか、原産地、国、外国の場合もありますし、養殖、解凍区分などの義務的表示は当然としまして、生産者名あるいは漁場、漁協の名称まで、しかし、名称まで表示している例はほとんどございません。

これらに安全性の上で問題があります場合には、食品を通じまして直接人の健康にも影響を及ぼすものでございますので、こういった肥料や農業の安全性の確保というのは国の果たすべき重要な責務の一つだというふうに思っておりますので、登録時の立入検査あるいは行政処分等につきましては厳正かつ適切に実施をする必要があるというところでございます。

したがいまして、今、先生の御質問の中にありました総合的な配慮ということからいたしますと、単に科学的な知見に基づくだけではなくて、いろいろと、業の振興等とあるいは安全性の確保というような面におきまして総合的に判断をしていく必要があるというふうに思つております。

他方で民間開放との兼ね合いがございますけれども、この民間開放につきましては、肥料、農薬の安全性の検査に直接影響を及ぼさない、そういうふうに理解してよろしいのでござりますが、これは十八年度から実施をしていくことにしております。

○森本委員 それでは、大臣、この消極的規制の改革ということで、今後の重要なテストケースになるというふうに理解してよろしいのでござりますか。

○中川政府参考人 私どもの基本的な考え方方は、今申し上げましたように、肥料や農業の登録の際に重視しなければいけない一番大事な点、そこはやはり国が責任を持つてやつていく必要がありますけれども、他方で、民間でできるところ、効率的な実施という面で民間開放した方がいいという部分につきましては、そういったところを見きわめて、そして計画の中でも民間開放を実施していきたいというふうに思つております。

○森本委員 大臣も同じ見解でよろしいのでございますね。

○中川国務大臣 民間委託できるところは民間委

託するという方向で進めたいと思ひますけれども、やはり国がやらなければいけないところはきちんとやつていくということが大事だと思いまして、改正が進むということが懸念されるというふうに思つております。その結果として、非担い手と

○森本委員 ありがとうございます。
もう最後の質問です。大分残りまして、本当に申しわけなく、おわびを申し上げます。

ちょっとと資料を渡させていただいたI-T化の問題でございます。

農水省は、今年度からI-T活用型営農成果重視事業、低コスト植物工場成果重視事業を新規に始めておられます。資料といたしましては五月一日付の日経新聞の記事を配付させていただいておりますが、前者のI-T活用型営農成果重視事業といふのは、生育情報、土壤情報など各種の営農情報をコンピューターで一括管理して、環境負荷、経営コストの低減を図るものと説明されておるわけですが、前者のI-T活用型営農成果重視事業といふのは、台風にも耐え得るような耐候性ハウスの実現、授粉作業が要らない单為結果性品種の開発などさまざまな目標設定がなされているところでございます。

I-T化を進めれば、当然に生産性が向上いたしまが、品種格差、それと経営格差といった負の部分も無視できないのではないかというふうに理解しております。現在は実験が始まつたばかりでございますので、将来の見通しについてどのようにお尋ねします。

○西川政府参考人 今、将来見通しというお尋ねにお答えになつておられるのか、まず政府見解を

○森本委員 ありがとうございます。
ちょっとと中途半端になつたところもあるわけでございますが、また次回、質問をさせていただくことで、きょうはこれで終了させていただきます。

○稻葉委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社民党的菅野哲雄でございます。

この間、多くの議論を行つてきておりますし、北海道や宮崎に出かけて地方公聴会、そして中央公聴会、そして参考人等を呼んで多くの問題点が指摘されたというふうに私は思つております。これらのことから明らかになつた点を数点拾い上げて、政府に対し質問していきたいというふうに思つています。

一つは、品目横断的経営安定対策、この施策を徹底していくならば、担い手と非担い手の二極分化が進むということが懸念されるというふうに思つております。その結果として、非担い手と

中で効率的に利用して農業生産を行うというのが基本だらうというふうに考えておりますので、今後とも、こういった技術開発成果を積極的に農業現場に導入する、そのための国として実証的なところを取り組んでいきたい、そういうふうに考えているところでございます。

○森本委員 ありがとうございます。
もう最後の質問です。大分残りまして、本当に申しわけなく、おわびを申し上げます。

ちょっとと資料を渡させていただいたI-T化の問題でございます。

農水省は、今年度からI-T活用型営農成果重視事業、低コスト植物工場成果重視事業を新規に始めておられます。資料といたしましては五月一日付の日経新聞の記事を配付させていただいておりましたが、前者のI-T活用型営農成果重視事業といふのは、台風にも耐え得るような耐候性ハウスの実現、授粉作業が要らない单為結果性品種の開発などさまざまな目標設定がなされているところでございます。

I-T化を進めれば、当然に生産性が向上いたしまが、品種格差、それと経営格差といった負の部分も無視できないのではないかというふうに理解しております。現在は実験が始まつたばかりでございますので、将来の見通しについてどのようにお尋ねします。

○西川政府参考人 今、将来見通しというお尋ねにお答えになつておられるのか、まず政府見解を

○森本委員 ありがとうございます。
ちょっとと中途半端になつたところもあるわけでございますが、また次回、質問をさせていただくことで、きょうはこれで終了させていただきます。

○稻葉委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社民党的菅野哲雄でございます。

この間、多くの議論を行つてきておりますし、北海道や宮崎に出かけて地方公聴会、そして中央公聴会、そして参考人等を呼んで多くの問題点が指摘されたというふうに私は思つております。これらのことから明らかになつた点を数点拾い上げて、政府に対し質問していきたいというふうに思つています。

一つは、品目横断的経営安定対策、この施策を徹底していくならば、担い手と非担い手の二極分化が進むということが懸念されるというふうに思つております。その結果として、非担い手と

今お話をありましたように、十九年度に向けてこの十八年度のモデル事業の状況を検証いたしました。しっかりと中身にしていきたいと考えておりますけれども、十九年度予算要求などもありますので、できるだけ早くこの十八年度の状況を把握いたしまして、十九年度に向けて検討していただきたいというふうに考えております。

○菅野委員 一年のモデル事業で新規に十九年度からやつていく、そういう流れになつてゐるわけですけれども、地域に浸透するまでに本当に私は多くの努力が必要だというふうに思つています。ぜひそのことはしっかりと行つていただきたいと、いうふうに思つますが、地方公聴会で、北海道で公述人が述べられているんですけれども、制度設計では、国と地方公共団体が一対一で、それで二階建ての制度設計になつっています。この持つ利点と欠点というものが私は披瀝されたというふうに思つんですけれども、北海道でいえば、地方財政が赤字になって、国の制度はあるんだけれども、裏負担の一の部分を負担し切れないので制度を活用することはできなかつたということが言われております。これは、今日の地方財政危機と言われている中で、全国で起つた現象だと私は思つておられます。これは、今日の制度設計においてこの部分をどう考へていくのか、今、現時点での考え方を示していただきたいというふうに思つていています。

○山田政府参考人 お答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策についての地方負担の問題でございますが、先生御案内とのおり、農地、水、環境の保全またその向上といふのは、国ももちろん受益をいたしますが、地方なり農業者の方々も利益を受けるといふことでございまして、やはりそれが適切に負担をしていくといふのが基本ではないかと考えております。御案内のとおり、地方におきましても、地域農業の持続的な発展ですか、あるいはその地域の農地や農業用水が持つ多面的機能が、地域住民の方がそれを享受するというようなこともあります。

モデル支援におきましても、今先生からお話をありましたように、地方の負担を求めておりまして、その状況を踏まえて、またその実効性を検証しておりますけれども、十九年度予算要求などもありますので、先ほど申しましたような考え方からしますと、十九年度から実施をする、本格的に導入をする施策におきましても、国の支援とあわせまして地方に応分の負担をしていただくというのがやはり適当ではないかと、いうふうに考えております。

十九年度からの施策の検討をこれから進めていくわけですからも、地方にとつても負担しやすいものとなるような視点から、モデル支援の検討なり実施状況を踏まえまして、例えば地方の裁量を尊重するような枠組みといったものも検討していくかといふことを先ほどからもずっと議論されておりますけれども、出発時においては農家戸数で三〇%、そして農地面積では五〇%という状況からスタートするわけであります。そして、今後七〇%、八〇%に持つていこうという方針はあるものの、その条件をクリアしていくためには、集落農組織を地域で立ち上げていく、このことによって、地方の負担を求めていく、水田であれば二千二百円が四千四百円になるんですから、そういう意味での利点というのはあるといふに思つております。

○菅野委員 制度設計においては、私は、地方の負担を求めていく、水田であれば二千二百円が四千四百円になるんですから、そういう意味での利点というのはあるといふに思つております。ただし、二千二百円の地方の裏負担が存在しなければ國の二千二百円の支援も受けられないといふ状況が生ずるおそれがある。今局長答弁のように、地方で理解を得られるような取り組みということも考えていくといふのですが、私は、そうじやなくて、地方の裏負担がなくても國の支援を得られるんだ、地方の負担は求めていきます、それでも、地域によつては國の二千二百円でしつかりやつていて、ふうに思つんすけれども、そういう柔軟な対応をつらがりと地方交付税に組み込んでいく、こういふ流れもこの一年間でしつかりつくり上げていただきたいなというふうに思つております。

○井出政府参考人 お答えいたします。

集落農組織を形成することによりまして、動機としては、集落が崩れていくというか、やる人がいないというので集落を維持しなきやいかぬと、いうような動機から始まるところも多いかとは聞いております。しかしながら、やはり集団の中で、個々が持つておられた小規模な農業機械から集落単位で二十ヘクタール、三十ヘクタールにいたります。しかしながら、やはり集団の中の、その条件をクリアしていくためには、集落のをどうに議論されておりますけれども、参考の方々、公述の方々も、この集落農業を立ち上げていくことの難しさといふものは、私は訴えておられたといふに思つていています。このようないふな今後の集落農業を推進していく方策といふのをどのように考へているのか、この点をお聞きしておきたいといふに思つていています。

それから、土地利用型農業において幾ら土地を集約していくても、集落農業では採算ベースに乗せることは難しいといふ意見も披瀝されておりました。これは現実に地域で農業を営んでいる人たちからの声でありますから、私の経験からいっても、農地を幾ら集約していくても採算ベースに乗せることは難しいといふに思つんすですが、この意見にどう対処なさつていかれるんですか、この点についてもお聞きしておきたいといふに思つていています。

それからもう一つ、先ほども佐々木委員の方から議論されたんですが、経理の一元化の問題です。本当に、家族経営的農業の中で、農村集落で、経理を一元化して、そして集落農業に持つていかなければならぬといふ条件をクリアすると

り位置づけるんだ、それと、そうじゃなければ、

地方負担なしでも、地域では取り組んでいきます

ということであればそれも認めるというような流

れを私はつくつておくべきだということを強く申

し上げておきたいといふに思つていてます。

そして、次に、やはりこの間大きな議論になつ

てきたのは、品目横断的經營安定対策の対象面積

の問題です。四ヘクタール、北海道でいえば十ヘ

クタールという面積要件をどれだけクリアするの

かということを先ほどからもずっと議論されてお

りますけれども、出発時においては農家戸数で三

〇%、そして農地面積では五〇%という状況から

スタートするわけであります。そして、今後七

〇%、八〇%に持つていこうという方針はあるも

の、その条件をクリアしていくためには、集落

のをどうに議論されておりますけれども、参考

の方々、公述の方々も、この集落農業を立ち

上げていくことの難しさといふものは、私は訴

えておられたといふに思つていてます。このよ

うな今後、集落農業を推進していく方策といふのをどのように考へているのか、この点をお聞き

しておきたいといふに思つていてます。このよ

うな今後、集落農業を推進していく方策といふのをどのように考へているのか、この点をお聞き

しておきたいといふに思つていてます。

それから、土地利用型農業において幾ら土地を

集約していくても、集落農業では採算ベースに乗

せることは難しいといふ意見も披瀝されておりま

す。これは現実に地域で農業を営んでいる人たち

からの声でありますから、私の経験からいって

も、農地を幾ら集約していくても採算ベースに乗

せることは難しいといふに思つんすですが、こ

の意見にどう対処なさつていかれるんですか、こ

の点についてもお聞きしておきたいといふに思つていてます。

それからもう一つ、先ほども佐々木委員の方か

ら議論されたんですが、経理の一元化の問題で

す。本当に、家族経営的農業の中で、農村集落

で、経理を一元化して、そして集落農業に持つて

いかなければならぬといふ条件をクリアすると

いうことは非常に私は難しい問題が存在するとい

うふうに思つうです。法人化の方向といふのは先

送りされていますけれども、この経理の一元化に

対しても疑問の声が披瀝されておりますけれど

も、このことをどう考へておられるのか、この件

について答弁願いたいといふに思つてます。

○井出政府参考人 お答えいたします。

集落農組織を形成することによりまして、動

機としては、集落が崩れていくというか、やる人

がいないというので集落を維持しなきやいかぬと

いうような動機から始まるところも多いかとは聞

いております。しかしながら、やはり集団の中

で、個々が持つておられた小規模な農業機械か

ら集落単位で二十ヘクタール、三十ヘクタールに

いたります。しかしながら、やはり集団の中

で、個々が個別にお買いになつて肥料、農

薬等の資材を共同で購入することによってディス

カウントされるというような農業機械にかえたり、あるいは

個々の農家が個別にお買いになつて肥料、農

ダの方と意見交換をしていただいたり、ノウハウを伝授されるとやれるんじやないかという気になることが多いようございますが、周囲にそういうものが見当たらないと、紙で書いたものだけ見てる限りは、できそうもないな、こんな面倒くさいことなのが、どうもしり込みをされているのではないかと思います。

それから、経理の一元化につきましても、私も何度も申し上げているんですが、私どもがお願いしておりますのは、具体的には対象となる農産物、例えば米、麦、大豆につきまして集落営農組織名義の口座をつくってください、対象となる農産物について販売名義を集落営農組織にしてください、販売収入があつたら対象農産物についてはその口座に入金してください、この三点が今回集落営農としてこの制度に乗るための最低限の要件なんです、こう申し上げております。

ところが、私も地方を回りますと、今でも、複式簿記が必要なんだとか、自分の財布をみんな集落の者に見せなきゃいけないんだとか、そういうことを言つておられる方がおりまして、愕然とするわけでございますが、一方では、お訪ねしますと、農家の方がちゃんと雪だるまパンフを持っておみえになりまして、局長、ここにこう書いてあるけれども、これはこういう意味でいいのか聞いてくださいます。そういうことで、私ども、集落営農というものの、あるいは私どもがこの対策で求めている集落営農というものについて、さらに徹底して普及啓蒙しなきゃいかぬと思っております。

また、集落の中で全部やれといつても、先ほど言いましたように、なかなか足が前に出ないということをございますので、地域によりましては、JAが自分の持つていてる営農センターにパソコンや会計経理ソフトを導入しまして、専任スタッフを置いて集落の経理事務を肩がわりするというようなことをやつていてる地域もございますし、地域の担い手支援協議会に中小企業診断士や税理士の方に入っていただいて、そういう方にア

ドバイスをしていただくというようなことも既に着手をされている地域もございます。

私どもも、十八年度予算でこういう経理についての基礎的な知識の講習等、いろいろ考えておりますけれども、さらに十九年度予算でもその地域での御要望なり御意見を踏まえて、いろいろな、できることは予算措置で頑張つて構築したいと考えております。

○菅野委員

どこで議論がそれ違うのかなというふうにずっとと考えているんですけども、今局長が示した点は条件のいい地域なんですね。私は

そう思います。集落営農まで持つていつて農協が農業指導までやれる体制というのは、今、今日的農政を取り巻く状況の中では本当に条件のいい地域だというふうに思つています。

そして、先ほど言つたように、スタート時点で

は農地面積の五割からスタートするんですけども、これを七割、八割に持つていいこうとするときには農地面積の五割からスタートする条件不利地域を集落営農としてどう組織していくのか、この議論をやつていてるわけなんです。いいところの議論をしているんじゃないんです。家族経営的に細々とやつててるところは、今回の品目横断的経営安定対策の該当にならない人たちは集落営農をやつてて、そして該当するような地域に持ち上げていかなきゃならない、このときの苦労というのをどう克服していくのかという議論をこの間ずっとやつてきてるんですけども、そのことに対する答弁はされてないんですね。

再度、答弁願いたいと思います。

○井出政府参考人 委員からは、前回も私が答弁をいたしましたとき、局長が見ているのはいいところばかりだという御指摘がございました。

実は、委員の御地元、気仙沼地方におきましてはと答弁しているんですが、私は、北海道農業と都府県農業というのは政策面で一緒にできない部分があるんじゃないかなと。このことははつきりしてきてるというふうに私は思つております。北海道農業というのをしっかりと発展させていかなければならぬという命題はあるというふうに思うんですが、一方では、都府県農業というのをしっかりと位置づけていかなければならぬ

かり把握しながら、非常にやりにくい地域とか難

しい地域があるということも承知しております。

その中で、さらにどういうお手伝いができるか、あるいは農協なり、市町村なり、普及員なりにどうすることをやつていただきのが、あるいはそういうことをやつていただきのが、あるいはそ

ういうことをやつていただきのが、あるいはそ

ういうことをやつていただきのが、あるいはそ

ういうことをやつていただきが、あるいはそ

この品目横断的経営安定対策では、やはり画一的だというふうに私は思うんです。都府県農業においても都市近郊型農業というものが存在しておりますし、米の単作地帯というのも存在します。

そして、何といつても国土の七割を占める中山間地域をどうしていくのか、そういう全国を網羅した施策でなくて、地域地域をどのようにしていくのかという個別の政策というものも必要なんじゃ

ないのかなというふうに私は思つております。特に中山間地域はもう集落として成り立つていかないという状況を考えたときに、農業という産業

政策じゃなくて、先ほども議論になつていましたヨーロッパでは、もう地域政策に切りかえて、地域で、地域の集落が成つていいけるような政策とい

うものを展開する必要があるというところまで来てるというふうに私は思つております。

ぜひ、このこともこれまで議論してまいりましたけれども、農林水産省として、縦割り行政では

なくして、農業、林業、水産業一体のものとして政策提起を行つていく、私は早急の取り組みが必要なんだというふうに思うんですけれども、大臣の決意のほどをお聞かせ願いたいというふうに思ひます。

たけれども、農林水産省として、縦割り行政では

なくして、農業、林業、水産業一体のものとして政

策提起を行つていく、私は早急の取り組みが必要なんだというふうに思うんですけれども、大臣の決意のほどをお聞かせ願いたいというふうに思ひます。

付加価値農業にはなかなか移行しにくい、ある意味では量のメリットで経営をしているというところがあります。

ですから、それぞれの地域でいろいろな御苦労、あるいはまた長所があるわけありますから、どうかひとつ地域の知恵あるいはそこの地域の経営者の皆さんとの知恵をまずスタートにして、それを後押しさせていただくということでありますからして、決して、私は日本の農業を、私の地元を基準にして、このとおりにやれと言うつもりはありません。逆に言うと、菅野委員の御地元のように、手間をかけて一生懸命いいものをつくるうといふのを我々の方でやることもできませんので、ぜひそういうオーダーメードのところをやつしていく、そしてそれを担うのがプロの経営者としての認定農業者である、あるいはまた集落営農組織であるというふうに考えております。

また、農林水も一体でございますから、今たまたま林業あるいは漁業についての基本計画の見直しもしているところでございますので、この二つについても、ぜひ、林であれば農や水、あるいは水であれば農や林も十分配慮に入れながら議論を進め、いい施策がとれるように対応したいということです。

菅野委員 ぜひ、産業政策としてではなくて地域政策として農村集落を守っていくんだという対応をしっかりといただきたいと思います。

最後になりますが、この品目横断的経営安定対策の議論をしている中で、どうしても米政策について具体的な議論というのがなされてこなかつた。それはなぜかというと、来年度の予算編成時期までに、これから米に関してはしっかりと政策として打ち立てていくんだという流れになつてゐるわけですから、それでは、もう今五月ですか、六月、七月という状況にどのような形で対応していかれるのか。多くの方が、米の政策が見えない中で、品目横断だけがひとり歩きしている中で、農村集落では不安を抱えているというふう

に思うんですが、今後の取り組みの方向性について答弁願いたいと思います。

○岡島政府参考人 委員御案内とのおり、米につきましては、まず平成二十一年度における米づくりの本來あるべき姿の実現を目指して、需要に即応した米づくりの推進を図るために、需給調整対策でございますとか流通制度の改革など、各般の

施策に取り組んでいます。

今御質問の、十九年産からの米に対する国の支策につきまして、まず、方向性といたしましては、昨年の十月に取りまとめました経営所得安定対策等大綱で明らかにしておりますけれども、具体的には、担い手を対象とする品目横断的経営安定対策が導入されることなどを踏まえまして、今ある政策を次のように見直すこととしております。

すなわち、需給調整メリットとしての米価下落による影響緩和対策であります稻作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策に関しましては、担い手を対象とする対策は品目横断的経営安定対策へ移行する。担い手以外の方に対しましては、米の需要に応じた生産を誘導するため、当面の措置として、産地づくり対策のメニューの一つとして、米価下落の影響を緩和するための対策を行えるように措置することとする。それから、産地づくり対策につきましては、現行対策の実施状況などを踏まえてこれから見直していくということです。

菅野委員 さて、この件についてはこれまでこの対策が現在最も関心を持っているのは、WTOの交渉の行方です。特に、米閑税の問題、交渉の結果次第ではこの対策に影響が出るのではないかという憶測があります。ある意味では、農家の人たちは様子を見ているのです。これについての御所見をお伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 御指摘のとおり、今、WTOの交渉が大詰めといいましょうか、おくれにおくれでありますけれども、锐意今やっているところでございます。

菅野委員 この件に関してはこれからも議論していくみたいというふうに思っていますけれども、やはりそのときに四ヶ月という面積要件がどうなつていくのかというのが地域の人たちの不

安なんですね。だから、それをどう克服していくのかとというのは大きな課題だというふうに思つては、時間が参りましたので、これから引き続き議論してまいりたいというふうに思つています。

○稲葉委員長 次に、渡部篤君。

○渡部(篤)委員 自由民主党の渡部篤であります。日本農業には三大不変数字があると言われています。五百五十万戸の農家の戸数、そして耕地面積が六百万ヘクタール、そして農業に従事する人たちが一千四百万人いたのです。明治維新から昭和四十五年まで確実にいたのです。

しかし、今、平成十七年になれば、農業センサスによれば、農業の経営体として百九十九万、生産販売農家と農業生産法人、それでその数字です。あるいは耕作面積は三百六十八万ヘクタールです。確実に今日日本の農業は危機だと思っていま

す。これを何とかするには、私は、経営安定対策と農地・水・環境保全向上対策、この両輪でやらなければならぬと思います。人、技術、土地が農業をやるのです。担い手を確保しなければ日本農業の未来はないとは私は思っています。

そこで、この法案について質問をしますが、農家が現在最も関心を持っているのは、WTOの交渉の行方です。特に、米閑税の問題、交渉の結果ではないのか、従来の延長線ではつきりした政策転換であることが実感されていないと想います。平たく言えば、農家のメリットが十分に説明されていらないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○井出政府参考人 お答えいたします。

○中川国務大臣 御指摘のとおり、今、WTOの交渉が大詰めといいましょうか、おくれにおくれして以来、この冬の間、いわゆる農閑期の間に、ぜひ集落段階まで話がおりて集落で議論をしていただけるように、準備を急ぎ、説明会もやつてまいりました。

うふうに思います。しかし、我々はできるだけ、全力を挙げて守るところは守つていただきたいというふうに思つてはいるところでございます。

そういう中で、この法案がWTOとどういうふうに関係するかということですが、結論的に言つて、これはWTOの新しいルールがどうな

るかということを全く前提にしたものではございませんで、現行ルールを前提にしてやつております。その典型が例の、緑だ黄色だということになつた。

○稲葉委員長 ありがとうございます。

○渡部(篤)委員 この法案について質問をさせていただきます。

日本農業には三大不変数字があると言つては、時間が参りましたので、これから引き続き議論してまいりたいというふうに思つています。

○井出政府参考人 お答えいたします。

私は、WTOに基づいて、その範囲内で何としても交渉をまとめたいと思つておりますし、アメリカはむしろ新しい農業法というものを今議論が始まつておりますので、アメリカはむしろ新しい農業法の議論と同時並行的にといいまして、どうも交渉に臨んでいるような感じが私はしております。

各国、それぞれ事情があると思いますけれども、日本は、WTOの成り行きとは関係なく、現行のWTOルールの中で整合性を持たせるということも視野に入れながら、この法案を御審議いただいているところでございます。

○渡部(篤)委員 この法案について、具体的な支援の内容が、私から見て、明確にされていないことがあります。そこで、この対策に影響が出るのではないかといふ憶測があります。ある意味では、農家の人たちは様子を見ているのです。これについての御所見をお伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 御指摘のとおり、今、WTOの交渉が大詰めといいましょうか、おくれにおくれでありますけれども、十月にこの対策の大綱を発表いたしました。私ども、ついでにこの対策の大綱を発表いたしました。そして以来、この冬の間、いわゆる農閑期の間に、ぜひ集落段階まで話がおりて集落で議論をしていただけるように、準備を急ぎ、説明会もやつてまいりました。

そのものは既に同じ町、同じ地区で何回も繰り返

し行われていると承知しておりますが、実態とい

たしまして、本当に集落段階で、それぞれ本当に農家の方が車座になつて話し合いをしてくださつたか、そういうところにしつかりした説明をしたかということになりますと、私が知つております

範囲内で、そういうことをやつてくださつたというリーダーの方のお話を聞きましたが、また別の地域では、その集落のリーダーの方の段階にど

まつておりまして、集落構成員全員にはまだその話が行き渡つていないという残念なお話を聞いておりますので、今、残された時間が限られており

ますので、徹底したローラー作戦を、行政あるいは農業団体を挙げて実施をいたしているところでございます。

まず理解をしていただいて、それでないと体が動かないと思つております。

〔委員長退席、一田委員長代理着席〕

○渡部(篤)委員 担い手に施策を集中していく最初の対策としては理解できますが、例えば、土地利用型、四ヘクタール規模の農家が他産業並みの所得を確保していくためには十分ではあります。

今回の対策に乗つて、先が見えないと指摘もありますが、ここです、担い手として发展していく展望やシナリオが明確になつていないのでないか、農地集積の制度、予算、金融、税制、その他の施策を総合的に示さないと、これまでの認定農業者制度との相違も明らかでなくなるのではないかと思ひます、いかがでしょうか。

○井出政府参考人 農林水産省といたしましては、これまで、認定農業者向けに、スーパーJJA整備、基盤整備、施設整備等の予算措置も講ずる、あるいは農業機械等の割り増し償却などの税制上の特例措置も講じてきたところでございますが、あるいは経営改善に向けた相談、指導、研修、基盤整備、施設整備等の予算措置も講ずる、でもないと認定農業者のメリットを感じられない

と言われてまいりました。

今回、この対策を導入すると同時に、さらに担当者に対する諸施策の集中化、重点化を進めると

いうことについたしておりますので、そういった中で、対象者にとつてのメリットが何なのかという

ことを明確にいたします、またそのPRもわかれりやすくしていただきたいと思っております。

○渡部(篤)委員 続いて、いわゆるゲタ対策についてあります。

WTO農業交渉の緑の政策に配慮したものと理解しますが、実績を重視する余り、今後の産地における構造改革に水を差すことにならないのかと思ひます、いかがでしようか。

○井出政府参考人 委員御指摘のとおり、新たに導入します品目横断的な経営安定対策を持続的、安定的に運用していくためには、現行のWTO農業協定において削減対象とされておりません緑の政策に該当するものを基本とする必要があると考

えております。

このため、緑の政策になります過去の生産実績に基づく支払いにつきましては、御承知のように、過去の生産実績を農業者間で移動することが可能になるような仕組みを考えておりますが、今までの認定農業者制度との相違も明らかでなくなるのではな

いかと思ひますが、いかがでしょうか。○井出政府参考人 農林水産省といたしましては、これまで、認定農業者向けに、スーパーJJA整備、基盤整備、施設整備等の予算措置も講ずる、あるいは農業機械等の割り増し償却などの税制上の特例措置も講じてきたところでございますが、いわゆる認定農業者からは、先ほど大臣も御答弁されましたように、スーパーJJA資金を借りるときでもないと認定農業者のメリットを感じられない

に対する総合的な施策の観点から、関係機関相互の情報共有も含めて、連携方策について改めて伺いたいと思います。

加入資格を審査するための農業者の所得の確認は、地域協議会の事務局業務など、市町村の事務量は膨大になります。また、国の出先機関の実務処理にも限界がありますので、その負担が市町村に行くことが懸念されますが、その対応についてお聞かせ願いたいと思います。

○井出政府参考人 御指摘のとおり、新しい経営安定対策につきましては、農業者が国に交付の申請を直接行うということを考えております。

ただ、現在担い手運動を進めておりますけれども、やはり地域においては、市町村、JA、あるいは県の普及員、そういう方々が力を合わせて推進をしていくことによりまして、認定農業者の数も、あるいは集落農業組織も育つている現状にござります。この制度がスタートした時点においては、そういうたたき手運動を通じまして市町村や農業協同組合の協力体制が構築されつつござりますので、そういうところのお力をかりるといふこともあろうかと思ひます。

ただ、全体として、過剰な事務量にならないようには、制度設計にも工夫をいたしまして、市町村の過剰負担ということにならないよう努めをしてまいりたいと思つております。

○渡部(篤)委員 続いて、農地・水・環境保全向上対策についてお聞きいたしますが、先ほども質

問がありましたら、地方の財政が厳しい現状において、本対策の取り組みに、地方の間に格差が生じないよう特別交付税等の地財措置の運用事業をしていたいただきたい。あるいは、特別交付税等の地財等が困難な場合においては、支援単価や地方負担分について地方に一定の裁量権を与えるなど、弾力的な制度設計をお願いしたいと思ひます。

つまり、国が二千二百円、県が千百円、市町村が千百円ということになりますが、財政力の弱い地域は大変困ると思いますが、どうお考えでしょ

○山田政府参考人 お答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策の地方負担の問題でございます。

一つお話をありました地方財政措置でございます。現在、十八年度に実施をしておりますモデル支援事業につきましては地方財政措置が講じられているところをございます。十九年度の本格的

な導入に向けましても、こういった十八年度の状況を踏まえながら検討していただきたいということが一つでございます。

それからもう一つ、地方の裁量の点について御質問がございました。

これにつきましても、基本的にには、この対策の受益は国のみならず地方も受けるものですから、地方においても負担が必要であると考えております。具体的に、どのように地方に負担していただか、これについては、地方にとつても負担がしやすいようなものとするように、お話をございました。この制度がスタートした時点においては、そういうたたき手運動を通じまして市町村や農業協同組合の協力体制が構築されつつござります。それでも検討していただきたいというふうに考えております。

○渡部(篤)委員 それから、特別栽培についてですが、支援の対象となるものが、化学肥料、農薬を五〇%減する栽培を基本としているとあります

が、野菜、果樹は化学肥料、農薬を五〇%下げるとということは技術的にかなり困難性があると思いますが、どうでしようか。

○西川政府参考人 営農活動への支援につきま

しては、今、委員お話をございましたように、化学肥料、化学農薬を五割以上低減する先進的な取り組みを支援ということにしておるわけでござりますけれども、品目によりましては、現行の化学肥料や化學合成農薬の低減技術では五割低減が技術的に困難なものも想定されるということでございま

す。こうした品目につきましては、技術的検証や

学識経験者等の意見も踏まえた上で、技術的に低減可能な水準、これを考慮して設定していただきたい

というふうに考えておるところでございます。

〔一田委員長代理退席、委員長着席〕

○渡部(篤)委員 日本農業で守るべきものは何か、それはもちろん豊かな自然環境であり、そこに住む人たちの飾らない人情であり、それが農業、農村の宝であると思います。もつと言えば、伝統を引き継いだ農村コミュニティーの力であります。各地区の農業用水路の維持管理活動を正在してゐる共同の力であります。コミュニティーとは地域の個性を映し出す文化の力にほかなりません。今こそこの農業を守らなければならないと思ひます。

最後に大臣にお伺いいたしますが、今こそ農業を守らなければならぬ、そして私は会津ですが、もう田植えも終わって、農家のひとたちはこの経営安定対策と農地・水・環境の保全向上対策に期待をしています。この文化を守るために、大臣のお考えをお伺いします。

○中川国務大臣　まさに農業、農村を守るということは、国民に対し良質の食料を供給する、それによって自給率の向上、あるいは、消費者にとってもそういうものをいただくことによっていろいろなプラスがあるわけでございます。また、つくる方の側も、一生懸命つくることによつてプラスがあるということになるわけであります。共存共榮でございます。

と同時に、農業の生産地域であります農村におきましては古くからの長い歴史があるわけであります。多分、御地元の会津といえば、藩を代表す

○渡部(篤)委員 日本農業で守るべきものは何か、それはもちろん豊かな自然環境であり、そこに住む人たちの飾らない人情であり、それが農業、農村の宝であると思ひます。もつと言えば、伝統を引き継いだ農村コミュニティーの力であります。各地区の農業用水路の維持管理活動を支えている共同之力であります。コミュニティーは地域の個性を映し出す文化の力にほかなりません。今こそこの農業を守らなければならぬと思います。

ただ、私は、今回の法案審議を通じて思ったものは、兼業農家であるとか、あるいは飯米だけを生産している人であるとか、そういう人たちにまで担い手と同じようなことをして果たしていくんだろうか。この法案はやはり国民の多くのコンセンサスを得ていかなければならぬと思います。農家を守ると同時に日本の国益だと食料の問題など私は思っています。この委員会の議論を聞いていつも思っているのは、國民が果たして農家に對するこういうものについて納得できるかどうか、それをきちんと説明していかなければならぬいと思ひます。

とおりだろうというふうに思います。プロとそれから飯米農家とはおのずから施策の力点の置き方差しが当然違ってくるわけでござりますので、しかしながら飯米農家はやめもらおう、やめさせていいかとすると、それはそれとして、地域全体の重要な構成メンバーでございますので、そこで引き続き暮らしていただきたいというふうに思います。

そういう意味で、点としての役割というのはそれぞれ違うわけでありますけれども、しかし、面的に、つまり会津地方全体としては、農村に住む人々が一生懸命それのお仕事やいろいろな暮らしをしながら地域をつくっていくということで、会津がますます発展をされ、そしてまた日本全体に対しているいろいろな面でいい影響、いい貢献をされていると思いますので、引き続き御発展を心か

るような、いわゆる雄藩であるわけでござりますので、なぜ会津藩がああいうふうに強かつたかといえ、米を中心とした農業がしつかりとしていたからだ、そしてそれが營々として伝えられてきたということは、そこにはすばらしい文化が生まれ、そしてまたすばらしい歴史を皆様方はお持ちになつていらっしゃるわけであります。

そういう意味で、特に、そういうものに対して、より知識、経験のある地元の先輩方、つまりおじいちゃん、おばあちゃんの存在というのもも非常に大事だと思いますし、また、中核的なお仕事をされている方たちはまさに生産活動の中心でありますし、また、そういうすばらしい自然あるいは農村で育つていく子供たちというのは心身とともに健全に育つしていくことで、ぜひそういう地域を守つていかなければならないと思います。そして、そういうところに、会津のすばらしいところに、日本じゅうあるいは世界じゅうの人々が訪ねていくということも、お互にとつてプラスになると確信をしております。

今のお話で、飯米農家と担い手と区別すべきではないかという御指摘は、私はある意味ではその

というのは、計算する意味もないし、どうも呂田昌義にもならないのではないかというふうに考えます。

○渡部(篤)委員 これで質問を終わります。あります。
○福葉委員長 次に、赤澤亮正君。
○赤澤委員 自由民主党の赤澤亮正です。農林水産委員会では初めて質問をさせていただきます。
よろしくお願いをいたします。
さて、我が国農業の構造改革に関する政府提案三法と民主党案についてかなりの審議が重ねられてまいりました。そこで、過去の質疑を念頭に置きまして、まず民主党案の第六条、食料自給率の目標、これの積算について幾つか伺いたいと思います。
将来目標の六〇%について、民主党から示されました過去最大の作付面積に対して過去最大の単収でいけば達成可能という考え方ですけれども、四月二十日の本委員会の山田議員の答弁ではあくまで目安ということでありました。篠原議員の答弁ではあくまで計算上のこととしておられます。
しかしながら、農地面積が過去より現実に減つてること、あるいは単収についても耕地やあるいは気候条件で大幅に変動するということを踏まえるると、過去最大の作付面積掛ける過去最大の単収

給率は生産と消費の関係で決まると思ひますので、この民主党提出資料の自給率向上試算の概要では、現在自給率が五〇%を超えていると思われる魚介類について生産量五百八十八万トンが過去最大生産量並みの千百二十二万トンになることを想定しておられます。これは、本当に、消費との関係で現実に可能なでしようか。

さらに申し上げれば、再三答弁されている畜産については、いまだに数字が提出されていないと理解をしております。畜産の試算は、これは生産量とか需要量、自給率など、どうなつてているのか、このあたりについて御説明をいただければと思います。

○篠原議員 精緻な御質問をいただき、ありがとうございます。

ことを無視しているように思えます。大きな問題であると考えます。四月二十日の篠原議員の答弁では、生産については目安とされる一方で、需要の方になりますと、結構かけ離れる部分があるのではないかと正直のところ思っているとされました。しかしながら、法案に自給率目標を明記する以上、その積算としてどのような具体的な対策を講じて、需要量を何トンに拡大することにより提出資料で示された生産量とマッチするという具体的な積算を示していく必要があるのではないかと考えます。

そこで、まことに恐縮でありますが、時間の関係で幾つかまとめてお伺いをいたします。

自給率の将来目標六〇%に関する民主党から示されました過去最大の作付面積掛ける過去最大の単収について、四月二十日に山田議員が答弁されたように本当に目安と言えるのか。その際、目安の法的意味についても触れていただければ幸いであります。

また、民主党提案によれば、自給率向上試算に畜産や魚介類も含めて考えると繰り返し発言をされておられます。既に申し上げましたとおり、自

○渡部(篤)委員 これで質問を終わります。ありがとうございました。
○福葉委員長 次に、赤澤亮正君。

○赤澤委員 自由民主党の赤澤亮正です。農林水産委員会では初めて質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

さて、我が国農業の構造改革に関する政府提案三法と民主党案についてかなりの審議が重ねられました。そこで、過去の質疑を念頭に置きまして、まず民主党案の第六条、食料自給率の目標、これの積算について幾つか伺いたいと思いま

ことを無視しているように思えます。大きな問題点であると考へます。四月二十日の篠原議員の答弁では、生産については目安とされる一方で、需要の方になりますと、結構かけ離れる部分があるのではないかと正直のところ思つてはいるがされまして。しかしながら、法案に自給率目標を明記する以上、その積算としてどのような具体的な対策を講じて、需要量を何万トンに拡大することにより提出資料で示された生産量とマッチするという具体的な積算を示していく必要があるのではないかと考えます。

第一類第八号 農林水產委員會議錄第十三号

す。順序が逆になつておりますと、まことに済みません。最後の一枚がお約束した一枚「自給率向上試算の概要」でございます。それから、後でお触れになるかと思ひますけれども、直接支払いの試算でござります。それから、前の方の「耕地利用率」以下は、きょうの赤澤委員の御質問に答えるべく取り出した資料でございまして、このうち、「耕地利用率」、前から三枚はとつての昔につくつたものでございまして、四枚目は各国の単収について、今単収についても触れられましたので、きょうの委員会用につくつたものでござります。

せつかりでございますので、今までずっと、我々の自給率の根拠について尋ねられておりますので、少々時間をとらせていただきまして、説明させていただきます。

いろいろな御指摘がありました。まず、順序をどこからお答えしらいいのかわからないんですが、水産の問題について御指摘がありました。これは、後ろから二枚目のところを見ていただきたいんですが、そこで、魚介類で千百一十二万トンというふうになつております。この点についても、もっと細かなものを後で赤澤委員にお届けしたいと思ひますけれども、これは、一九八四年、我が国の水産生産額、漁獲量が千二百八十二万トンのときです。政府の場合は、自給率の計算というのは遠洋漁業も含めております。これは一九九五年、気のきいた企画課長がおりまして、その年から自給率の計算を始めたわけですけれども、我が国の漁船が、遠洋漁業、公海あるいはほかの国の二百海里でもとつてているというので、それを自給率に換算していますけれども、我々のこの計算は、二百海里時代が到来しているので、我々の二百海里の中だけで考えようということです、そこから遠洋漁業の分を引きました。ただし、公海の漁業があるということで、六十八万トンを足しまして、千百一十二万トンというふうに例えました。そのように、これは計算を緻密にしております。

それで、量の方でいいますと、我々の二百海里の中の、今五百八十八万トンしか生産量はございません。その後の一枚がお約束した一枚「自給率向上試算の概要」でございます。それから、後でお触れになるかと思ひますけれども、直接支払いの試算でござります。それから、前の方の「耕地利用率」以下は、きょうの赤澤委員の御質問に答えるべく取り出した資料でございまして、このうち、「耕地利用率」、前から三枚はとつての昔につくつたものでございまして、四枚目は各国の単収について、今単収についても触れられましたので、きょうの委員会用につくつたものでござります。

せつかりでございますので、今までずっと、我々の自給率の根拠について尋ねられておりますので、少々時間をとらせていただきまして、説明させていただきます。

いろいろな御指摘がありました。まず、順序をどこからお答えしらいいのかわからないんですが、水産の問題について御指摘がありました。これは、後ろから二枚目のところを見ていただきたいんですが、そこで、魚介類で千百一十二万トンというふうになつております。この点についても、もっと細かなものを後で赤澤委員にお届けしたいと思ひますけれども、これは、一九八四年、我が国の水産生産額、漁獲量が千二百八十二万トンのときです。政府の場合は、自給率の計算というのは遠洋漁業も含めております。これは一九九五年、気のきいた企画課長がおりまして、その年から自給率の計算を始めたわけですけれども、我が国の漁船が、遠洋漁業、公海あるいはほかの国の二百海里でもとつてているというので、それを自給率に換算していますけれども、我々のこの計算は、二百海里時代が到来しているので、我々の二百海里の中だけで考えようということです、そこから遠洋漁業の分を引きました。ただし、公海の漁業があるということで、六十八万トンを足しまして、千百一十二万トンというふうに例えました。そのように、これは計算を緻密にしております。

それで、量の方でいいますと、我々の二百海里の中の、今五百八十八万トンしか生産量はございません。その後の一枚がお約束した一枚「自給率向上試算の概要」でございます。それから、後でお触れになるかと思ひますけれども、直接支払いの試算でござります。それから、前の方の「耕地利用率」以下は、きょうの赤澤委員の御質問に答えるべく取り出した資料でございまして、このうち、「耕地利用率」、前から三枚はとつての昔につくつたものでございまして、四枚目は各国の単収について、今単収についても触れられましたので、きょうの委員会用につくつたものでござります。

せつかりでございますので、今までずっと、我々の自給率の根拠について尋ねられておりますので、少々時間をとらせていただきまして、説明させていただきます。

いろいろな御指摘がありました。まず、順序をどこからお答えしらいいのかわからないんですが、水産の問題について御指摘がありました。これは、後ろから二枚目のところを見ていただきたいんですが、そこで、魚介類で千百一十二万トンというふうになつております。この点についても、もっと細かなものを後で赤澤委員にお届けしたいと思ひますけれども、これは、一九八四年、我が国の水産生産額、漁獲量が千二百八十二万トンのときです。政府の場合は、自給率の計算というのは遠洋漁業も含めております。これは一九九五年、気のきいた企画課長がおりまして、その年から自給率の計算を始めたわけですけれども、我が国の漁船が、遠洋漁業、公海あるいはほかの国の二百海里でもとつてているというので、それを自給率に換算していますけれども、我々のこの計算は、二百海里時代が到来しているので、我々の二百海里の中だけで考えようということです、そこから遠洋漁業の分を引きました。ただし、公海の漁業があるということで、六十八万トンを足しまして、千百一十二万トンというふうに例えました。そのように、これは計算を緻密にしております。

それで、量の方でいいますと、我々の二百海里の中の、今五百八十八万トンしか生産量はございません。その後の一枚がお約束した一枚「自給率向上試算の概要」でございます。それから、後でお触れになるかと思ひますけれども、直接支払いの試算でござります。それから、前の方の「耕地利用率」以下は、きょうの赤澤委員の御質問に答えるべく取り出した資料でございまして、このうち、「耕地利用率」、前から三枚はとつての昔につくつたものでございまして、四枚目は各国の単収について、今単収についても触れられましたので、きょうの委員会用につくつたものでござります。

せつかりでございますので、今までずっと、我々の自給率の根拠について尋ねられておりますので、少々時間をとらせていただきまして、説明させていただきます。

いろいろな御指摘がありました。まず、順序をどこからお答えしらいいのかわからないんですが、水産の問題について御指摘がありました。これは、後ろから二枚目のところを見ていただきたいんですが、そこで、魚介類で千百一十二万トンというふうになつております。この点についても、もっと細かなものを後で赤澤委員にお届けしたいと思ひますけれども、これは、一九八四年、我が国の水産生産額、漁獲量が千二百八十二万トンのときです。政府の場合は、自給率の計算というのは遠洋漁業も含めております。これは一九九五年、気のきいた企画課長がおりまして、その年から自給率の計算を始めたわけですけれども、我が国の漁船が、遠洋漁業、公海あるいはほかの国の二百海里でもとつてているというので、それを自給率に換算していますけれども、我々のこの計算は、二百海里時代が到来しているので、我々の二百海里の中だけで考えようということです、そこから遠洋漁業の分を引きました。ただし、公海の漁業があるということで、六十八万トンを足しまして、千百一十二万トンというふうに例えました。そのように、これは計算を緻密にしております。

ちよつと、これ以上議論してもしようがない感じがいたしますので、次の質問に入りますが、今度は農産物に戻りまして、同じ資料の「自給率向上試算の概要」において、自給率の将来目標を達成するための作付面積、現在より二百二十万ヘクタール以上増加している点についても、ひとつお伺いをいたします。

過去の答弁でありましたように、たとえ二毛作田面積というのは、どうも、私がいろいろな関係者に聞いても、約百万ヘクタールであるという現状があります。その倍以上の二百二十万ヘクタールを超える作付面積の増加により初めて可能となる自給率の将来目標というのは、これは現実的ではないと考えますけれども、いかがでしょうか。

○篠原議員 今の二ページをごらんください。よくごらんいただきたいのですが、これは赤澤委員おわかりにならないかとは思いますがけれども、非常に精緻にできております。きちんとわかる人はわかっていたがるはずなんです。

耕地面積のところを見てください。きちんと小麦単作地帯と小麦の二毛作地帯と分けております。四百七十四万ヘクタールのときに計算してお

ります。ちょうど半分ぐらいになるんです。赤澤委員の御指摘の百万ヘクタールというのには、今、転作をやつたりして使われているというので百万ヘクタールとして、右側をずっと見て

いつていただきまして、生産量過去最大というところで右を見ていただきますと、百四十二万八千七百ヘクタールというのがあるわけです、田んぼだけでも。それから、田んぼだけではないんですね、一毛作ができるのは。畑もできるんです。二百三十四万ヘクタールのところは、二毛作どころじやなくて、暖かいところ、私の地元の長野県ではそんなにはできませんけれども、西の方では三毛作もできるわけです。

ところが、先ほど申し上げましたように、耕地利用率が減りしていいいるわけです。こういうことを考えましたら、彼らでも、生産の面か

ら計算しても、可能になつてくるわけでございます。

○赤澤委員 作付面積だけではなくて、ほかに、

例えれば小麦の増産を行うにしても、今、例ええばコシヒカリなんかは麦の収穫前に田植えをするとか、そういう状態になっています。本当に二毛作をやつしていくためには、作期の競合を避けるためには品種を変えなきいかぬとか、ほかにもいろいろな前提があります。申しわけございませんけれども、私には余り現実的な試算がなされているようには思えないということだけ申し上げさせていただきたくと思います。

時間の関係で、民主党案についての質問は以上で終わりにさせていただきまして、引き続きまし

て、政府案についてお伺いをしたいと思います。

政府案は、我が国農業の構造改革は待たなし

の段階にあるということを正確に認識して、画期

的なのものを打ち出してきた、正しい方向に向かっている、我が国農業の明るい将来への確かな一步

であると私は信じるものですが、その一方で、大改革には当然、関係者の大きな不安が伴うところでございます。特に、生活がかかっている農家にとっては当然のことであります。

そこで、私の選挙区であります鳥取県の農業関係者から寄せられた不安の幾つかについて御紹介をいたします。全国共通のものが多いと思いま

す。大豆交付金について、これまで、出荷時に農協が立てかえで支払っていると理解をしております。平成十九年産以降の大豆について、直接支払いになることで、支払い時期がおくれ、農家の運転資金繰りに支障が生じるおそれはないか、簡潔に御説明をいただきたいと思います。

○井出政府参考人 お答えいたします。

生産条件格差を補正するための交付金の支払い時期につきましては、支払い前に対象者要件の確認や対象品目の生産量等を確定することなどが必

要ではございますが、年度内に支払いを行うこと

を基本に、担い手の農業に支障が生じることのな

いよう、できる限り早期に支払うよう努めてまい

りたいと考えております。

○赤澤委員 平成十九年に導入される品目横断的

基準を当てはめると、十六年度末では、約八%の

農家、人数ベースで見て約八%しか対象にならな

い。目標の二十一年末でも三割。これについて

は、当然、四ヘクタール、二十ヘクタールを知事

特認という形で下げて今後対応していくというこ

とだと思いますけれども、相変わらず経理の一元化を中心にならぬ声があります。また、直接支払

事業並みの所得を実現していくためには、制度開

始当初の経営安定対策の対象となる、例の経営規

績についても、新規就農のインセンティブを失わないために、一定期間後、見直しきれないかといふような声もあります。

これらの点、いずれも政策の根幹にかかわるものでの改革の実効を上げ、あるいはWTOルールを重視していく上で譲れないものであることは理解しております。しかしながら、不安を抱える農業関係者の皆様にいわば惱隱の情を持つて、制度開始前の指導助言の徹底でありますとか、新規就農を促す別の観点からの政策の導入に全力で努めるなど、全体として、大改革に伴う関係者の不安を解消することに万全を尽くしていただきたいというふうに政府に要望しておきたいと思います。

選挙区から寄せられたもう一つの不安について、井出経営局長にお尋ねをいたします。

そこで最後に、平成二十七年の「農業構造の展望」を実現するための今後の不断の努力について、大臣の御決意を伺いたいと思います。

○中川国務大臣 赤澤委員御指摘のとおり、十九年度に制度がスタートしても、これは本当の目標に向かってのスタートであつて、決して、ゴール、これでいいんだということではない。これは

経営的に見てもそうでありますし、また、日本の農業として、その気持ちの面でも非常に大事だと

いうふうに思つております。

四とか十とかいうのは、あくまで土地利用型

といふところに着目をして基準としたわけでありますけれども、規模拡大によつて、さらに効率的、かつ、いいものをつくつて収益を上げていた

だく、あるいはまた集落営農組織で経営効率を上げていく、行く行くは法人化になつていただくと

いう方向性も当然目指さなければいけないと思つております。

また、中山間地域、あるいはまだ午前中、冒頭

私から報告をさせていただきましたが、所得特別等々につきましても、効率的あるいはまた高収益の農業をやつているところについてもさらに御努力をしていただかくということが必要でございま

す。

そういう意味で、全国の中には本当に他産業並みということもよりもはるかにいい経営をやつてしまつてありますけれども、同時に多くの人たちも頑張つてもらいたい

ところもあるわけでございますから、私は、そこ

はさらに頑張つていただきたいし、また、そこ

を目標にして多くの人たちも頑張つてもらいたい

ことだと思つておりますので、実際に国会

模、四、十、二十ヘクタールという基準も最終的にはその倍まで引き上げていく、そういう必要があると理解しております。

大綱におきましても、制度開始後は、構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを行なうものとされています。平成二十七年における「農業構造の展望」の実現までには、なお、かなりの道のりがあると言わざるを得ないと思います。

そこで最後に、平成二十七年の「農業構造の展望」を実現するための今後の不断の努力について、大臣の御決意を伺いたいと思います。

そこで最後に、平成二十七年の「農業構造の展望」を実現するための今後の不断の努力について、大臣の御決意を伺いたいと思います。

○中川国務大臣 赤澤委員御指摘のとおり、十九年度に制度がスタートしても、これは本当の目標に向かってのスタートであつて、決して、決して、ゴール、これでいいんだということではない。これは

経営的に見てもそうでありますし、また、日本の農業として、その気持ちの面でも非常に大事だと

いうふうに思つております。

四とか十とかいうのは、あくまで土地利用型といふところに着目をして基準としたわけでありますけれども、規模拡大によつて、さらに効率的、かつ、いいものをつくつて収益を上げていただく、あるいはまた集落営農組織で経営効率を上げていく、行く行くは法人化になつていただくと

いう方向性も当然目指さなければいけないと思つております。

また、中山間地域、あるいはまだ午前中、冒頭私から報告をさせていただきましたが、所得特別等々につきましても、効率的あるいはまた高収益の農業をやつているところについてもさらに御努力をしていただかくということが必要でございま

す。

そういう意味で、全国の中には本当に他産業並みということもよりもはるかにいい経営をやつてしまつてありますけれども、同時に多くの人たちも頑張つてもらいたい

ところもあるわけでございますから、私は、そこ

はさらに頑張つていただきたいし、また、そこ

を目標にして多くの人たちも頑張つてもらいたい

ことだと思つておりますので、実際に国会

での御審議が成立いたしましたならば、まさに十九年度に向けてこれからやるべきことがたくさんございますけれども、これを十九年度にスタートをした後も、あくまでもスタートであって、さらにこの対象者が、高い志と、そしてまた結果的にはもうかる農業を目指して大いに頑張っていただきたいと思いますし、農政としても、それに対してもいろいろな施策を講じていきたいというふうに考えております。

○赤澤委員 終わります。ありがとうございます。

○稻葉委員長 次に、赤城徳彦君。

○赤城委員 自由民主党の赤城徳彦です。

朝から続けての委員会でお疲れかと思いますが、もう少しですので、おつき合いをいただきたいと思います。

最初に、民主党提出の法案について、何点か確認のために伺いたいと思いますけれども、後の質問の都合もありますので、できるだけ簡潔にお答えいただければ幸いであります。

直接支払いの額について、これは数字の確認なんですが、提出された資料には、転作の麦の単価が反当たり四万五千円、こうなつております。これまでの委員会の質疑では、小麦に対して米並みの所得を確保するため七万円を出す、こういうふうな答弁がありますけれども、資料の方にはそれが出ておりません。これはどちらが正しいんでしょうか。

○山田議員 これは、あくまでも試算、例えばという形でございまして、私どもの法案は基本法ですから、こういう形でいきますということです。れなりに試算をしたという形のものを出しただけです。したがって、これで固定して、これでやりますということではありませんので、御承知おきいただきたいと思います。

私どもとして、米は、試算の際の例えの例としまして、五万円を基本に、そして大規模農家になるほど単価を引き上げる。麦は、十アール当たり四・五万円を基礎に、そして、今言つたよう

に、いわば規模加算とかいろいろな加算を重ねて、いつて、あるいは七万幾らになるんじやないか。この辺も、あくまで例えの試算ですから、流動的なものはあるかと思います。大豆については五万五千円。一応そういう形で、規模加算、環境加算等々を含めていきながら、隨時彈力的に運用を図っていきたいと考えております。

○赤城委員 試算なので、ということなので、ちょっと、ふわふわしていてよくわからないんで、が、いざれにしても、米並みの所得を確保するために七万円、加算を含めてそのぐらいになる、こういうことだったと思しますけれども、ちなみについ、役所に米並みの所得を得るためにほどのぐらいい麦に対して足せばいいのかということを聞きましら、大体七万五千円だ、こういう話でした。七万円とか七万五千円とかいろいろあるとは思いますがけれども、では、それだけ補てんしたら米づくりをやめて麦に移行するかというと、また別の要因もあると思うんですね。そういうことはあると思いますが。

それにもしても、この支援の考え方で、四月二十一日に篠原議員から、十アール当たりで米並みの所得を確保することが外国との生産条件格差の是正よりも前にあるというふうに言われています。法の九条一項ではこの生産条件の格差を是正することを目的としておりますので、米並みの所得云々というのは法律には規定されていないですね。この関係はどうなりますか。

○篠原議員 最終的には生産条件格差の是正でございます。されども、それをやりますと相当な額に達してしまうわけですし、いきなりそれを言つても農家の皆さんにはきちんとおわかりいただけないんじゃないかと思います。それよりも前に、国境措置でそれなりに守られておりますので、その分もあります。ですから、国内の中だけ考えて、どつちの作物をつくろうかということを考えた場合、米と比べてどうかということが一つの判断基準になるのではないかと思いまして、皆さんに説明してわかつていただくために、米並

○赤城委員 法律上は生産格差の是正ということで対処するのかなと思いましてたけれども、もう一つ大きな疑問があります。

米に対しても支援をする、こういうことです。ね。反当たり二万五千円から四万五千円、こうなつておりますが、そつすると、米に対して、さらに有利になるよう、その分を上乗せしないと、やはり米の方がいいやと、米に対して支援があるんだから、米づくりに戻つちやうということになりますか。その点はどうしますか。

○篠原議員 難しい、農政指標のところに立ち至つた御指摘、御質問だと思いますけれども、この表、直接支払いの試算の表をごらんいただきたいと思うんですが、我々、自給率がうんと下がつてしまつた作物をバックアップするために直接支払いということを考えました。しかし、やはり米というのは、皆さんおわかりいただいていると思いますけれども、日本の作物の中では別格官幣大社です。これをないがしろにして自給率といふことは考えられないんじやないかということで、米もちゃんと面倒を見ますよということを示唆しているものでございます。

ただ、この一番上のところを見ていただきたいんですが、だんだん単価を下げていく。○・五ヘクタール未満のところを見ていただきたいんです。が、政権奪取初年度とX年後、Y年後、何年後になるかわかりませんけれども、○・五ヘクタール未満の農家はもうゼロでいいのではないか。余つたりしたりしていまますし、米の消費量が下がつていつてしまうのではないかという懸念がありますので。

これは一つの例でございまして、今赤城委員の御指摘のとおり、このままだと米がふえてしまふ。それは、このX年目、Y年目のところを見ていただきたいんですが、単価を変えることによつてどちらかの作物に誘導する。米の方がふえます。

困ついていたら、逆に麦や大豆の方をふやすということで、直接支払いというのはそういう運用がで
きるわけです。

差を是正する直接支払いを米に対しても行う、こういうことで答弁されています。別格だからといふお話をしたけれども、これはあくまで法律上の位置づけですので、法律の九条一項にある生産格差を是正するような直接支払いだ、こう理解しているんだと思うんですが、そうだとするならば、どういう外國産米との生産格差を是正するようにこの単価を設定しているのか、あるいは法律上の要件とは全く違う、まさに別格にこれは単価を設立してこないか、この法律の意図について、

○山田議員 最初に説明しましたように、これはあくまでも試算として出してみたというところです。いろいろな条件によって異なってくるわけで、交渉がうまくいって、そういう事態に至らなかつた場合には米に対する支援はしないと理解しているでしようか。

も、どういう状況になるかわからないから、いかなる場合にも対応できるよう用意されているんだ。
だと。非常に用意がいいんですけれども、しかし
し、例えば外国へ行つて説明されるときに、我が
党は閏税が下がつてもいいように、上限閏税を設
定されてもいいようにもう法律で用意していくま
す、こういうことを言ったときに、WTO交渉に
どれだけ大きな影響があるのか。当然、政府案に
はそういうものは、米は入れていないんだ、こう

不思議なことなんですけれども、米にも助成します、生産調整はしません、どうぞつくつてください、だから過剰が起きます、過剰は三百万トン棚上げで処理します、麦、大豆にもさら助成します、大胆に、一兆円で足りなきやもつともつとと、こういうことですけれども、これは本当に予算が幾らあっても足りないのでないかと思いまます。

○篠原議員 政府も出さないような精緻な資料を提出いたしましたわけですが、それとも、あくまでも直接支払いの試算ということでございまして、赤城委員官御指摘のとおり、いろいろなケースが考えられるわけです。今、仮に政府の法案も、上限関税だと十五品目とか、これの帰趨によって大きく変わってくるわけでございます。それは我々の法案も同じでございます。ですから、我々は今、我々の考えられる時点でどういった方策がいいのかということで、現実的にどういった形でそれを進めていったらいいのか、そして、日安として、では幾らぐらいかと。

政府の方はなかなか、幾らかというのに対しても、まだ十九年度からだということで金額も示しませんね。そして、我々は一兆円と示してあるわけです。ですから、一兆円というのを分けて考えると一体どういうことになるかということで、それはちゃんと示さなければいけないということです。

WTCC交渉の中で米の上限関税かとされたままうまくいくものかどうか、あるいは下げられてくるのかどうか。今回、閣法においては、米が品目に入っているのか入っていないのか、今のところ入っていない。これは品目に米を入れるとしたら、WTTOで米の上限関税が下げられた場合、そうした場合に法律の改正をしなければいけないのである。あるいはこの法案ができるのかどうか。この米の問題は大きな最大の関心事です、殊にWTTO交渉において。

だから、このことについて、本来我々は触れたくなかったんですが、今交渉中ですから。しかしながら、篠原議員の試算の中に少し入っているようですので、我々の法案においては、いろいろなこれから交渉の過程はあると思いますが、その中で、条件、米についても上限関税が下げられたりとか、いろいろな条件が変わってきた場合においては、それ相応、とりあえず直接支払いでの対応しなけりやならない。もちろん、そうなった場合に、その下幅にもよりますが、一兆円では足りなくなる。

思ひでなければ、そこら辺の考え方があれは
おられますけれども、そこら辺の考え方があれは
教えていただきたいと思います。

○中川國務大臣 今、委員もおっしゃったとおり
で、もう本当に七月末に向けてモダリティーをつ
くるためにジュネーブ・ベースで、あるいは私も
きのうもインドの大蔵とも上限関税反対という電
話会談をしましたけれども、これは国会審議の
中で、幾ら野党案といえども政権をねらつた政党
の案の中で、あたかも上限関税を前提にした議論が
されるというのには、交渉上極めて迷惑な話でござ
ります。

○赤城委員 まさに大臣も言われたように、これ
はもう、上限関税を阻止する、米についてしつか
り守っていくんだということは与野党を通じて力
を合わせて主張していくべきことだ、こう思いま
すので、ぜひともこの法案については再考をお願
いしたいと思います。

それから、備蓄との関係なんですが、米の生産
調整を廃止します、こういうことであります。こ
れは当然、米について大量の余剰が発生するんだけ
ど思ひます。価格も暴落すると見込まれますが、

それから、ちょっと時間がありません。最後の質問になるかと思うんですが、WTOの緑の政策との関係についてお尋ねしたいと思います。

過去の生産実績を、昭和三十年、四十年、五十年代など幅広く見ることで、WTO協定上、緑の政策として主張できるのではないか、こういうお話を、これは山田議員から答弁がありました。これは、WTO協定に定める、定められた一定の基準期間としてこういう三十年前とか五十年前の期間を定めるんでしょうか、お尋ねします。

○山田議員 WTOの黄色の政策、緑の政策というのは、それぞれのとり方によっていろいろな解釈はできると思いますが、過去の生産実績に対して緑の政策としてやりましょうと。

例えば政府案でいきますと、麦とか大豆とか、あるいはてん菜もそうなんでしょうが、過去三年間の平均実績に対しても出しますよと。ところが、過去三年前につくった人、あるいはこれから新しくつくろうとしても、もちろんその対象にならないわけですね。

ですから、過去のとり方なんですが、過去の方を単に三年間で絞るんじゃなく、過去、僕は

○赤城委員 御苦勞お察しいいたします。
もう一つ大きな疑問があるのですが、米についてはいろいろな状況があるでしょうということでしたね。しかし、この表でいうと、政権奪取初年度にはこういう支援をする、こうなっているんですけど、しかば、上限関税が設定されるとか関税が引き下げられるとか、そういうことが起きなかつた場合にはこの助成はしなくていい、要する

いう話をしておりますので、さらにその金額については大きく変わっていく可能性もあるわけでし
て、そこはそういう意味で先ほどの篠原議員の答
弁を聞いていただければと思っております。

だからこそ、民主党案でも、この麦、大豆に助成をして、米よりも収入が多くなるようにして、米の過剰とか価格の暴落が起きないよう、こういうことだと思うんですが、さっき申し上げたように、ちょっと助成が足りないのかな、やはり米の過剰というのは起きるんだろうなと思います、この民主党案では。そうすると、では三百万トンを棚上げ備蓄します、こういうことになるのかな

二十年でも三十年でも、あるいは四十年でもいいと思うんですが、過去の生産実績に対して、その人が幾らつくっていたじゃなく、その農地、耕地が麦をつくっておったか、過去どれだけつくっておったか、大豆をつくっておったかという形で過去の実績を評価することは、WTO上可能である、私はそう考へているところです。

間ですから、何年前はいかぬとか、こういうことは書いてありませんけれども、基準期間があつち

こつち動いてはいけないと思うので、三十年前とか五十年前の期間を定めるのであれば、全国その

期間になるんでしょうし、あるところは昔の、あるところは最近のというわけにはいかないのであ

るかなと思うんですね。

そうすると、三十年前、五十年前にその農地で何がつくられていて、生産者がだれであつて、その後所有権がいろいろ変わつたり、作付の作物が

変わつて、それをどうやって把握ができるのかな、もうそういう資料も何もないのではないかと思つうんですけれども、それはどうされますか。

○山田議員 過去の例えは三十年前、この畑にお

いては麦がつくつてあつた、大豆がつくつてあつたということについては、私の方で詳細な調べはしておりませんが、当時の統計資料等によれば、

ある程度わかるんじやないかと。今調べて、確信を持つて今言つておるわけじやございません。当

時、麦とかそういうものについては、米もそうですが、かなり正確な統計資料というものは残つて

いるはずだ。そして、野菜その他についてもかなり精緻な統計資料は統計局に残つておるんじやないか。

そういうことをもとにして、基準年を、何年といふんじやなく、ある程度の期間を置いて、十年とか二十年とか、そうして定めることも可能

じやないかと、WTOの解釈上、そう考えており

ますが、ただ、この土地はこの年度でいこうとか、この農地、西日本は昭和三十七年度でいこう

とか、北海道は平成五年でいこうとか、そういう形はできないとは考えております。

○赤城委員 現在の農業者との生産面積を別に法律で定めるところの民主党提出の法案ではなつて

いますけれども、これはとても定められないのではないかと思いますが、時間が参りましたので、以上で終わります。

ありがとうございました。

○稻葉委員長 これにて各案に対する質疑は終局

いたしました。

○稻葉委員長 これより各案を一括して討論に入ります。

○神風委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提出、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案等三法案に

ます。神風英男君。

模、兼業農家の有機的な結合により営まれている農村の実情を踏まえ、計画的に生産する販売農家を直接支払いの対象としています。

経営規模という形式的要件を課すことなく、計画的に生産することを要件とし、広く販売農家を直接支払いの対象とし、農業全体の底上げを図ることとしております。

政府案に反対する第三の理由は、米の生産調整基本法案に賛成の立場で討論を行います。

政府案に反対する第一の理由は、政府案が経営安定期策の目的を食料の安定供給の確保に資する

としつつ、食料自給率目標は四五%としたままであり、全く見直していないことがあります。

世界的な食料供給の不足が予測される中で、食料の相当部分を輸入に依存している我が国において、国民に対する食料の安定供給を確保するた

め、食料自給率の向上を図ることは国の重大な責務であります。

これに対し、民主党案は、食料自給率目標を十

としつつ、食料自給率目標は四五%としたままであり、全く見直していないことがあります。

これに対し、民主党案では、米をつくるかつくらなければ、農業者の経営判断にゆだねること

してあります。

民主党案の直接支払いは、国が定める生産数量の目標に従つて計画的に生産をした販売農家を対象としており、その単価は、大豆、麦が米より有利になるよう設定し、米から大豆、麦への生産転換を促します。仮に豊作などにより需要を上回る生産がなされた場合には、国が買い上げ、棚上げ方式により備蓄をし、飼料やバイオマスその他の用途へ活用することにより、米の需給と価格の安定を図るとともに、地球温暖化の防止や循環型社会の形成にも資することとしております。

以上が、民主党案に賛成し、政府案に反対する理由であります。

民主党案に反対する第二の理由は、経営所得安定対策の対象農業者を担い手とされる一部の農業者に限定し、かつ、経営規模という形式的な要件で対象者を選別するという手法をとつてることであります。

政府案に反対する第三の理由は、経営所得安定対策の対象農業者を担い手とされる一部の農業者に限定し、かつ、経営規模という形式的な要件で対象者を選別するという手法をとつてることであります。

政府案に反対する第三の理由は、経営所得安定対策の対象農業者を担い手とされる一部の農業者に限定し、かつ、経営規模という形式的な要件で対象者を選別するという手法をとつてることであります。

政府案に反対する第三の理由は、経営所得安定対策の対象農業者を担い手とされる一部の農業者に限定し、かつ、経営規模という形式的な要件で対象者を選別するという手法をとつてることであります。

政府案に反対する第三の理由は、経営所得安定対策の対象農業者を担い手とされる一部の農業者に限定し、かつ、経営規模という形式的な要件で対象者を選別するという手法をとつてることであります。

政府案に反対する第三の理由は、経営所得安定対策の対象農業者を担い手とされる一部の農業者に限定し、かつ、経営規模という形式的な要件で対象者を選別するという手法をとつてることであります。

政府案に反対する第三の理由は、経営所得安定対策の対象農業者を担い手とされる一部の農業者に限定し、かつ、経営規模という形式的な要件で対象者を選別するという手法をとつてることであります。

政府案に反対する第三の理由は、経営所得安定対策の対象農業者を担い手とされる一部の農業者に限定し、かつ、経営規模という形式的な要件で対象者を選別するという手法をとつてることであります。

政府案に反対する第三の理由は、経営所得安定対策の対象農業者を担い手とされる一部の農業者に限定し、かつ、経営規模という形式的な要件で対象者を選別するという手法をとつてることであります。

経営所得安定対策が進められていくならば、政策は担い手に集中することになつてしまい、担い手と非担い手の二極分化が進んでしまいます。その結果、非担い手の離農という状況が生じることが懸念されます。

そのようなことになれば、今まで日本の農業の主體となつてきた家族経営的農業が崩壊し、ひいては農村集落自体の崩壊へとつながっていく可能性を含んでいると指摘しなければなりません。集落営農組織を立ち上げていく方向も示されておりますが、経理の一元化や法人化に向けた取り組みが義務化される中、条件が不利な地域においては受け入れられるものではないと言わなければなりません。

一方、民主党案に対する理由は、今後の日本農政の進むべき基本的方向を示し、所得補償政策を徹底するとともに、農山漁村集落を維持し、環境保全に取り組む農家にも支援するという、環境保全型地域の実情にそぐわない今回の政策は、農村集落には受け入れられるものではないと言わなければなりません。

一方、民主党案に対する理由は、今後の日本農政の進むべき基本的方向を示し、所得補償政策を徹底するとともに、農山漁村集落を維持し、環境保全に取り組む農家にも支援するという、環境保全型農業というものを追求している点で評価できるものと考えます。

以上、政府案に反対、民主党案に賛成し、討論いたします。(拍手)

以上、政府案に反対、民主党案に賛成し、討論いたします。

採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稻葉委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稻葉委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稻葉委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○稻葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○稻葉委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

平成十八年五月二十九日印刷

平成十八年五月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇